

愛知県 建築物耐震改修促進計画

～あいち建築減災プラン2030～



令和3年3月

 愛知県

【 目 次 】

第 1 章	はじめに.....	1
1-1	計画策定の背景	
1-2	計画の位置づけ	
1-3	住宅・建築物の耐震化の現状と課題	
第 2 章	計画の基本的事項.....	11
2-1	対象区域	
2-2	計画期間	
2-3	対象建築物	
第 3 章	計画の方針.....	21
3-1	計画の方針	
3-2	計画の目標	
第 4 章	耐震化及び減災化の促進を図るための取組.....	25
4-1	耐震化及び減災化に向けた役割	
4-2	住宅の耐震化の促進	
4-3	建築物の耐震化の促進	
4-4	減災化の促進	
4-5	耐震化・減災化に向けた環境整備	
4-6	建築物に対する指導等について	
第 5 章	その他関連する施策等.....	42
第 6 章	計画達成に向けて.....	46
6-1	取組・施策等の進捗状況のフォローアップ	
6-2	計画の見直し	
参 考 資 料		47

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

本県では、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修を促進し、地震による建築物の被害を未然に防止することを目的に、1997（平成9）年度に「愛知県耐震改修促進計画」を策定しました。それ以後も、2006（平成18）年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築耐震プラン2015）」、2011（平成23）年度に「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン2020）」（計画期間：2011年度～2020年度）を策定し、住宅・建築物の耐震化や減災化に取り組んできました。

これまでの我が国の地震被害を振り返ると、兵庫県南部地震（1995（平成7）年1月）では約6,500人の尊い命が奪われました。地震による直接的な死者数は約5,500人とされ、このうち約9割の約4,800人が住宅・建築物の倒壊や家具の転倒等によるものであったことから、この兵庫県南部地震を契機として、全国的に耐震化等の取組が進められてきました。

近年においても、東北地方太平洋沖地震（2011（平成23）年3月）や、熊本地震（2016（平成28）年4月）、大阪府北部地震（2018（平成30）年6月）、北海道胆振東部地震（2018（平成30）年9月）など、大規模な地震が発生しています。

本県においては、1944（昭和19）年の昭和東南海地震や、1945（昭和20）年の三河地震、1946（昭和21）年の昭和南海地震以降、幸いなことに大規模な地震による被害を受けておりませんが、東海・東南海・南海の3連動地震、いわゆる南海トラフ地震の発生が危惧されており、全国的にみても特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域となっています。この南海トラフ地震に関しては、国の地震調査委員会（2018（平成30）年）において、今後30年以内のマグニチュード8～9クラスの巨大地震が発生する確率が従来の「70%程度」から「70～80%」に引き上げられ、本県において、住宅・建築物の耐震化は喫緊の課題となっております。

2018（平成30）年に総務省が行った住宅・土地統計調査から推計した本県の住宅の耐震化率は約90%まで進んでいるものの、南海トラフ地震の発生が危惧されている本県においては、より一層耐震化を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所における感染症防止の観点からも在宅避難・分散避難がクローズアップされており、住宅の耐震化は、ますます重要になっています。

本県では、これまでに、住宅・建築物の耐震化の重要性について広く周知・啓発を行うとともに、市町村と連携して耐震診断・耐震改修に対する補助制度などを行ってまいりました。

さらには、過去の地震被害は、住宅の倒壊等に起因するものが多いことから、まずは1階部分から耐震化していく段階的耐震改修や、寝室などの部屋の一部を強固なフレームで覆う耐震シェルターの設置に加え、古い木造住宅の除却工事費に対する補助制度を創設するなど減災化に向けた取組を進めております。

また、2018（平成30）年に発生した大阪府北部地震では、建築基準法で定められた基準を満たしていないブロック塀の倒壊により尊い命が犠牲になったことは記憶に新しいところです。本県では、2019（平成31）年度からブロック塀等の除却費に対する補助制度を創設するなど、市町村と連携して取組を進めており、引き続き、危険なブロック塀対策を推進してまいります。

そうした中、世界的には、2015（平成27）年の国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な世界を実現するための共通目標として、「17の持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、この目標（SDGs）の中には「11.住み続けられるまちづくり」が掲げられています。本県は、2019（令和元）年7月に内閣府から「SDGs未来都市」として選定され、「愛知県SDGs未来都市計画」を策定するなど全庁をあげたSDGsの達成に向けた取組みを推進しています。本県の主要な取組みをSDGsの17ゴール（目標）ごとに整理した「愛知県SDGs政策パッケージ」では、「地震に強い安全・安心なあいち」を目指すため、住宅・建築物の耐震診断・改修による耐震化の促進に取り組んでいくこととしています。

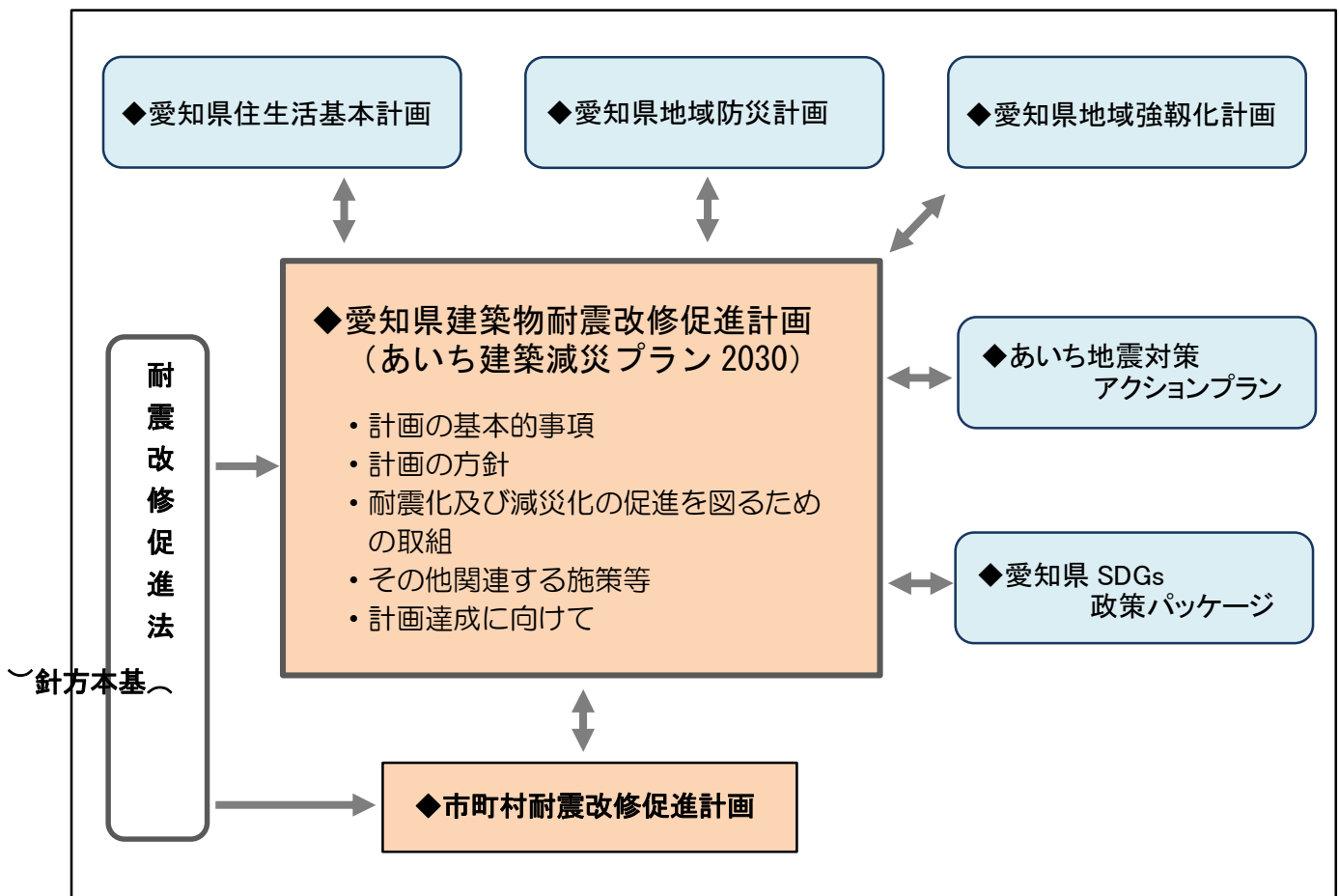
以上のことから、本県における、住宅・建築物の耐震化や減災化をより一層促進していくため「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン2030～」（以下「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）に基づく、国が定める基本方針を踏まえ、本県における耐震診断・耐震改修を促進し、地震による建築物の被害を未然に防止するため、法第5条第1項の規定に基づく都道府県計画として策定するものです。

「愛知県住生活基本計画」・「愛知県地域防災計画」・「愛知県地域強靱化計画」・「あいち地震対策アクションプラン」・「愛知県 SDGs 政策パッケージ」を関連計画とし、市町村耐震改修促進計画とも連携して、本県の住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

図 1.1-計画の位置づけ

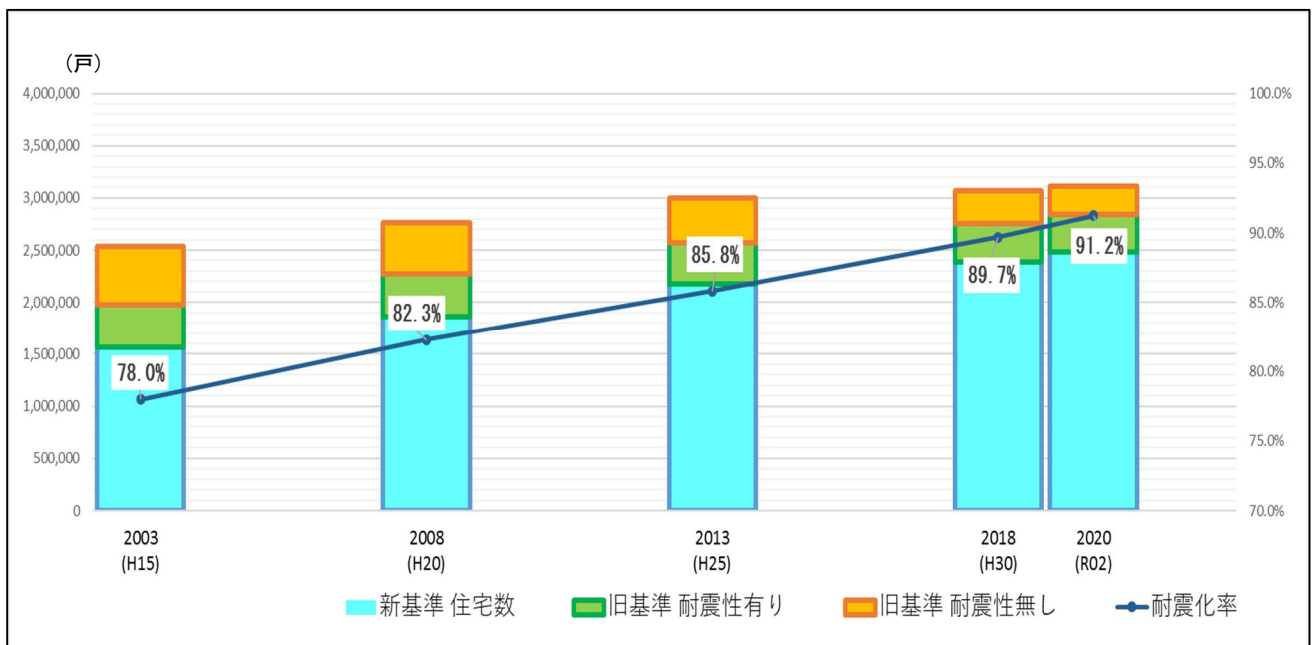


1-3 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

1 住宅の耐震化の現状

本県の2018（平成30）年時点での住宅（戸建て住宅、長屋、共同住宅）の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅総数約306.9万戸に対し、約275.2万戸が耐震性があると推計され、その耐震化率は約90%となっています。2013（平成25）年時点と比較すると、新耐震住宅数は約20.8万戸増加する一方で、旧耐震住宅数は約13.5万戸減少しています。また、新耐震住宅と旧耐震住宅を合わせた耐震性がある住宅数は、この5年間で約18.1万戸増加しています。本計画策定時（2020（令和2）年度末時点）の耐震化率は約91%と推計され、耐震性が不十分と判断される住宅は約27.3万戸存在しています。

図 1.2-住宅数と耐震化率の推移



住宅・土地統計調査(総務省)より推計

表 1.1-本県の耐震性のある住宅の割合

単位:戸

	2003年	2008年	2013年	2018年	2020年度末	
住宅総数	2,536,800	2,764,400	2,996,700	3,069,200	3,111,500	
新耐震住宅①(耐震性あり)	1,563,900	1,861,100	2,178,100	2,385,600	2,481,900	
旧耐震住宅	総戸数②	972,900	903,300	818,600	683,600	629,600
	耐震性あり③	414,100	413,000	393,600	366,700	356,700
耐震性がある住宅①+③	1,978,000	2,274,100	2,571,700	2,752,300	2,838,600	
耐震性が不十分な住宅②-③	558,800	490,300	425,000	316,900	272,900	
耐震化率	78.0%	82.3%	85.8%	89.7%	91.2%	

住宅・土地統計調査(総務省)より推計

■戸建住宅と共同住宅

2018（平成 30）年時点の住宅の建て方別の耐震化率では、共同住宅に比べ戸建住宅の耐震化率が低くなっており、耐震性が不十分な戸建住宅の戸数は、約 24.9 万戸あります。

図 1.3-戸建住宅の耐震性

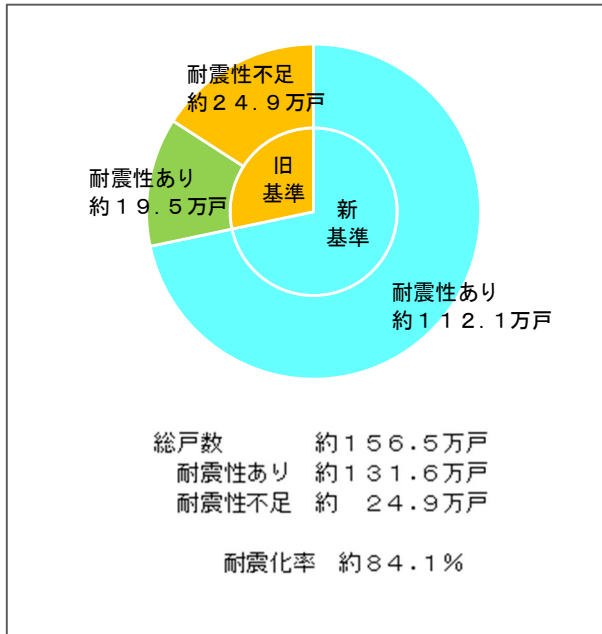
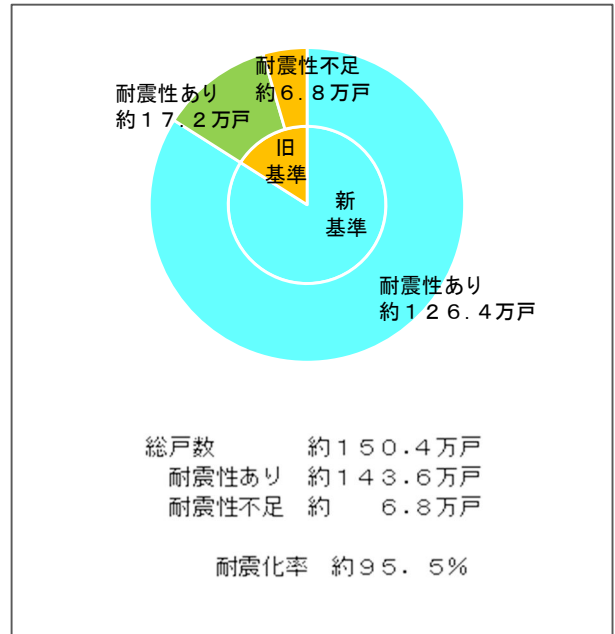


図 1.4-共同住宅の耐震性



住宅・土地統計調査(総務省)より推計

■木造、非木造住宅の割合

2018（平成 30）年時点の旧耐震住宅における木造、非木造住宅の割合は、戸建住宅においては木造住宅が約 92%を占める一方で、共同住宅においては非木造住宅が約 87%と多い状況にあります。

図 1.5-木造、非木造住宅の割合(戸建住宅)

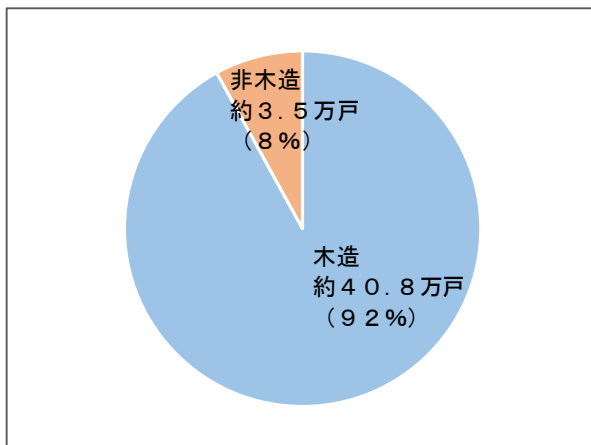
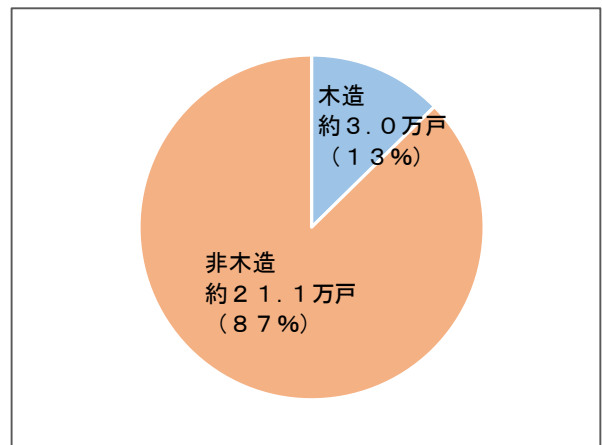


図 1.6-木造、非木造住宅の割合(共同住宅)

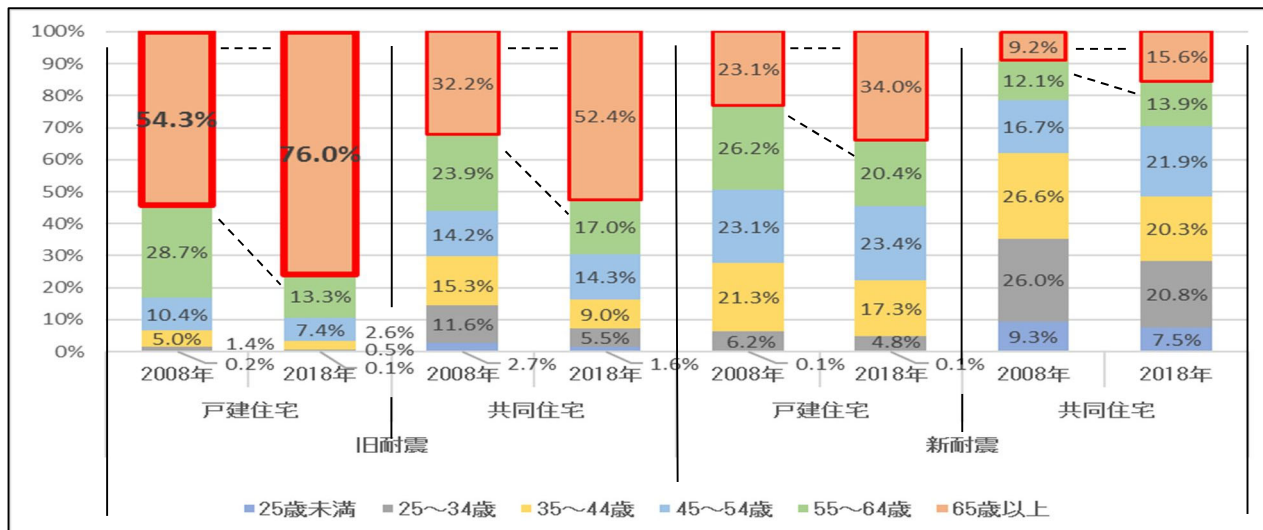


住宅・土地統計調査(総務省)より推計

■世帯主の年齢別割合

2008（平成 20）年と 2018（平成 30）年の住宅の世帯主の年齢別の割合を比較すると、耐震診断・改修が必要とされている旧耐震の戸建住宅における 65 才以上の世帯主の割合が、約 54%から約 76%に増加しています。また、今後 10 年間を考えると、55 才から 64 才の割合も含めれば、約 90%を占める割合になってきます。

図 1.7-世帯主の年齢別割合の比較(2008(平成 20)年と 2018(平成 30)年)

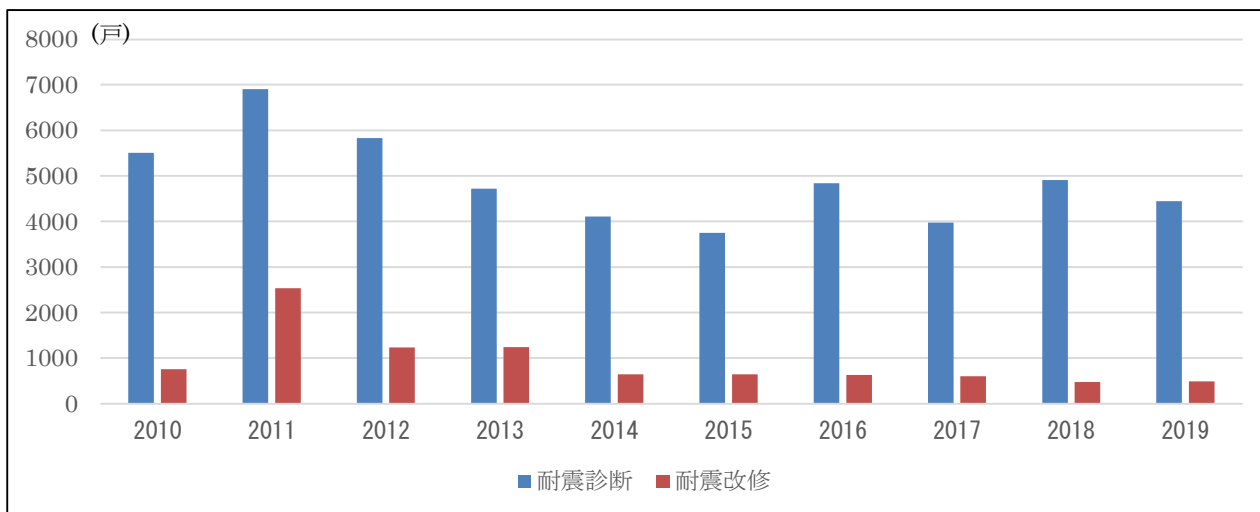


住宅・土地統計調査(総務省)より推計

■木造住宅の補助実績の件数

木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助実績は、診断件数については、東北地方太平洋地震 2011（平成 23）年、熊本地震 2016（平成 28）年や大阪府北部地震 2018（平成 30）年が発生した年度は、前年に比べ増加していますが、近年は横ばいの傾向となっています。一方、改修件数については、東北地方太平洋沖地震 2011（平成 23）年が発生した年度は、件数が前年に比べ、約 3.3 倍増となりましたが、診断件数同様、近年は横ばい傾向にあります。

図 1.8-近年の耐震診断・耐震改修の補助実績の件数(2010~2019 年)



2 建築物の耐震化の現状

(1) 耐震診断義務付け建築物

2013(平成 25)年 11 月の法改正により、一定の要件に該当する既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました(該当要件は『第 2 章 計画の基本的事項』の P11~16 を参照)。以下に、耐震診断義務付け建築物の耐震化の状況を示します。

① 要緊急安全確認大規模建築物(多数の者が利用する大規模建築物等)の耐震化の現状

2017(平成 29)年 3 月に耐震診断結果の公表を行った要緊急安全確認大規模建築物は、2021(令和 3)年 3 月時点で、対象建築物 458 棟に対し、耐震性が不十分な建築物は、33 棟となっています。

表 1.2-多数の者が利用する大規模建築物等の状況(2021(令和 3)年 3 月時点) 単位:棟

時 点	区 分	耐震性あり	耐震性不十分	未報告	合計
公表時(2017 年 3 月)	多数の者が利用する 大規模建築物等	409	67	2	478
2021 年 3 月時点		424	33	1	458

(所管行政庁の合計)

② 要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状

ア. 防災上重要な建築物

2019(平成 31)年 3 月 31 日を耐震診断結果の報告期限とした防災上重要な建築物は 2021 年 3 月時点で、対象建築物 66 棟に対し、耐震性が不十分な建築物は、12 棟となっています。

表 1.3-防災上重要な建築物の状況(2021(令和 3)年 3 月時点) 単位:棟

時 点	区 分	耐震性あり	耐震性不十分	未報告	合計
公表時 (2021 年 3 月)	指定避難所	44	2	0	46
	災害拠点病院及び病院群輪番制参加病院	10	10	0	20
	合 計	54	12	0	66

(所管行政庁の合計)

イ. 通行障害既存耐震不適格建築物

2019(平成 31)年 3 月 31 日を耐震診断結果の報告期限とした通行障害既存耐震不適格建築物は 2021(令和 3)年 3 月時点で、対象建築物 531 棟に対し、耐震性が不十分な建築物は、401 棟となっています。

表 1.4-通行障害既存耐震不適格建築物の状況(2021(令和 3)年 3 月時点) 単位:棟

時 点	区 分	耐震性あり	耐震性不十分	未報告	合計
公表時 (2021 年 3 月)	通行障害既存耐震不適格建築物	115	401	15	531

(所管行政庁の合計)

(2) 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、法第14条に示される建築物で、所有者は耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。（該当要件は『第2章 計画の基本的事項』のP17～P20参照）

以下に、2011（平成23）年時に、耐震性が不十分だったもの（約15,000棟）に対する耐震化の状況を示します。

① 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

2018（平成30）年度末時点における、多数の者が利用する建築物のうち耐震化されていないものは、約4,000棟（57%*）となっています。

表 1.5-多数の者が利用する建築物の耐震化の状況(2018(平成30)年度末時点) 単位:棟

区分	公共建築物数	民間建築物数	合計
多数の者が利用する建築物 (耐震化がされていないもの)	150/981	3,834/6,011	3,984/6,992

※2018（平成30）年度末時点で耐震化がされていない建築物棟数／2011（平成23）年度時点の建築物棟数（下表において同じ）

表 1.6 用途別 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況(2018(平成30)年度末時点)

用途		公共建築物	民間建築物	全体	
① 必要な公共及び民間施設	災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 (庁舎、警察署、消防署、保健所等)	9/47	—	9/47	
	計画地域 有り	救護建築物 (災害拠点病院、救急病院、救急診療所)	2/11	30/71	32/82
		避難所指定の建築物 (学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、 体育館等)	19/339	9/41	28/380
	計画地域 無し	災害時要援護者のための建築物 (老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等)	1/7	3/15	4/22
		避難所指定のない教育建築物（学校、幼稚園、保育所）	20/297	80/302	100/599
		救護建築物（救急病院、救急診療所）	1/3	66/108	67/111
① 公共施設	公共建築物 (博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等)	11/57	—	11/57	
	上記以外の公共建築物（公営住宅を除く）	28/65	—	28/65	
	公営住宅	59/155	—	59/155	
③ 民間施設	民間建築物 (劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等)	—	1,613/2,835	1,613/2,835	
	賃貸共同住宅	—	2,033/2,639	2,033/2,639	
合計		150/981	3,834/6,011	3,984/6,992	

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の現状

2018（平成 30）年度末時点において、危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物のうち耐震化されていないものは、約 900 棟（74%[※]）となっています。

表 1.7-危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物の状況(2018(平成 30)年度末時点) 単位:棟

区分	公共建築物数	民間建築物数	合計
危険物の貯蔵等の用途に供する建築物(耐震化がされていないもの)	3/8	902/1,220	905/1,228

※2018（平成 30）年度末時点で耐震化がされていない建築物棟数／2011（平成 23）年度末時点の該当する建築物棟数。

③ 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

2018（平成 30）年度時点において、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物のうち耐震化されていないものは、約 3,500 棟（49%[※]）となっています。

表 1.8-地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の状況(2018(平成 30)年度末時点)

単位:棟

区分	公共建築物数	民間建築物数	合計
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震化がされていないもの)	10/91	3,492/6,991	3,502/7,082

※2018（平成 30）年度末時点で耐震化がされていない建築物棟数／2011（平成 23）年度末時点の該当する建築物棟数

④ 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状のまとめ

耐震化されていない特定既存耐震不適格建築物の棟数は、2011（平成 23）年度末時点約 15,000 棟であったものが、2018（平成 30）年度末時点では約 6,900 棟減少し、約 8,400 棟（削減率 45%）となっています。

表 1.9-特定既存耐震不適格建築物の状況(2018(平成 30)年度末時点) 単位:棟

時 点	耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等				削減率
	①	②	③	合 計	
2018 年時点	3,984	905	3,502	8,391	45%
2011 年当初	6,992	1,228	7,082	15,302	—

3 住宅・建築物の耐震化の課題

法の施行からすでに25年以上が経過し、旧耐震建築物は建築後相当年数を経てきている状況からも、今までとは異なる視点での課題が生じてきています。本県における耐震化に関する主な現状と課題を下表に示します。

表 1.10-本県における耐震化に関する現状の課題

現状	課題	建物区分	関係者
1)旧耐震の木造住宅所有者の高齢化が進んでおり、耐震改修に消極的であること等、耐震改修をしない(できない)個別事情が複雑であることが想定される。	課題1:耐震診断や耐震改修に消極的な住宅所有者(特に、高齢者)に対する、効果的な周知・啓発の取組を進める必要がある。	住宅	所有者
2)住宅の耐震診断・耐震改修の補助実績は、近年では横ばいになっている。また、耐震診断を行っても耐震改修に進む割合は高くない状況にある。	課題2:耐震診断から耐震改修へと「つなぐ」手法を検討する必要がある。 課題3:「工事コスト」を低減する手法や支援等についての情報提供、事業者が積極的に活用できるような技術支援などの取組を進める必要がある。		所有者 事業者
3)旧耐震建築物は建築後相当年数経過しており、経年劣化等により老朽化が進んでいる。	課題4:耐震改修費の低廉化とともに、建替を促進する取組を検討する必要がある。	住宅、 建築物	所有者
4)公共建築物に比べ、民間建築物の耐震化が進んでいない(耐震性の不十分な建築物は民間建築物が多い)状況にある。	課題5:民間建築物の耐震化や減災化をさらに促進する取組について検討する必要がある。	建築物	所有者 事業者
5)業務が多様化する中で行政職員等の耐震化に対する知識、技術力などの維持が難しくなっている。	課題6:県及び市町村職員等の耐震化や減災化に対する知識、技術力の向上とフォローアップを図る取組を進める必要がある。	全般	行政職員

第2章 計画の基本的事項

2-1 対象区域

本計画の対象区域は、愛知県全域とします。

2-2 計画期間

計画期間は2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間とします。

2-3 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。とりわけ、1981（昭和56）年5月31日以前に着工された旧耐震基準で建てられた住宅、耐震診断義務付け建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進していきます。

また、耐震化することが困難な住宅・建築物に対して、減災化を進めていきます。

1 住宅

戸建住宅及び共同住宅（長屋含む）

2 耐震診断義務付け建築物

耐震診断義務付け建築物は、以下のように分類します。

a. 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条） P12 参照

既存耐震不適格建築物のうち、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるもの。

b. 要安全確認計画記載建築物（法第7条） P13~16 参照

既存耐震不適格建築物のうち、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な病院等の建築物や、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物で、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図る必要があるものとして、地方公共団体の耐震改修促進計画に記載されるもの。本計画では要安全確認計画記載建築物は、以下のように区分します。

b-1 防災上重要な建築物

b-2 通行障害既存耐震不適格建築物

【a. 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）】

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で既存耐震不適格建築物については、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるため、法において、用途や規模が、表 2.1 のとおり規定されています。

対象の建築物の所有者に対して、耐震診断の結果を 2015（平成27）年12月31日までに所管行政庁に報告することを義務付けており、2017（平成29）年3月に、報告を受けた対象建築物の耐震診断の結果を所管行政庁ごとに、公表しています。

表 2.1-要緊急安全確認大規模建築物

用途	対象建築物の規模
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

【b. 要安全確認計画記載建築物（法第7条）】

大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物で、既存耐震不適格である建築物（防災上重要な建築物）や、建築物が地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）については、耐震診断を行い、耐震改修の促進を図る必要があるため、本計画では以下の建築物を、要安全確認計画記載建築物として定め、耐震診断を義務付けます。

b-1. 防災上重要な建築物

耐震診断を義務付ける防災上重要な建築物について、法第5条第3項第1号の規定に基づき、表2.2のとおり対象建築物（要緊急安全確認大規模建築物を除く）を指定するとともに、所管行政庁へ報告する耐震診断結果の報告期限を定めます。

表 2.2- 防災上重要な建築物と耐震診断結果の報告期限

指定	2015（平成27）年7月	耐震診断結果の報告期限	2019（平成31）年3月31日
<p>ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された<u>指定避難所</u>（想定される災害に地震を含むものに限る、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。</p> <p>イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された<u>災害拠点病院</u>及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている<u>病院群輪番制参加病院</u>で、<u>診療機能を有する建築物</u>のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。</p> <p>なお、ア. イ. いずれも建築物の所有者に意見を聴いたものが対象となります。</p>			
追加指定	2021（令和3）年3月	耐震診断結果の報告期限	2024（令和6）年12月末日
<p>ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された<u>指定避難所</u>（想定される災害に地震を含むものに限る、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。</p> <p><u>ただし、指定時に市町村により耐震性があると確認されたものを除く。</u></p> <p>イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された<u>災害拠点病院</u>及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている<u>病院群輪番制参加病院</u>で、<u>診療機能を有する建築物</u>のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。</p> <p>なお、ア. イ. いずれも建築物の所有者に意見を聴いたものが対象となります。</p>			

b-2. 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震診断義務付け道路に接するもの）

耐震診断を義務付ける通行障害既存耐震不適格建築物は、法第5条第3項第2号の規定に基づき、図2.1の要件に該当する耐震不明建築物で、本計画で指定する耐震診断義務付け道路に接しているものとし、所管行政庁へ報告する耐震診断結果の報告期限を表2.3のとおり定めます。

本県における耐震診断義務付け道路は、県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、第1次緊急輸送道路を基本に、広域的な避難、救助の観点から、沿道建築物の耐震化に緊急かつ重点的に取り組む道路として、図2.2及び表2.3に示す道路とします。

また、2018（平成30）年の法改正に伴う、耐震診断を義務付ける組積造の塀の敷地に接する道路については、同様に、図2.2及び表2.3に示す耐震診断義務付け道路とします。当該道路において、法の規定による組積造の塀は、確認されておりません。

図 2.1-通行障害の要件

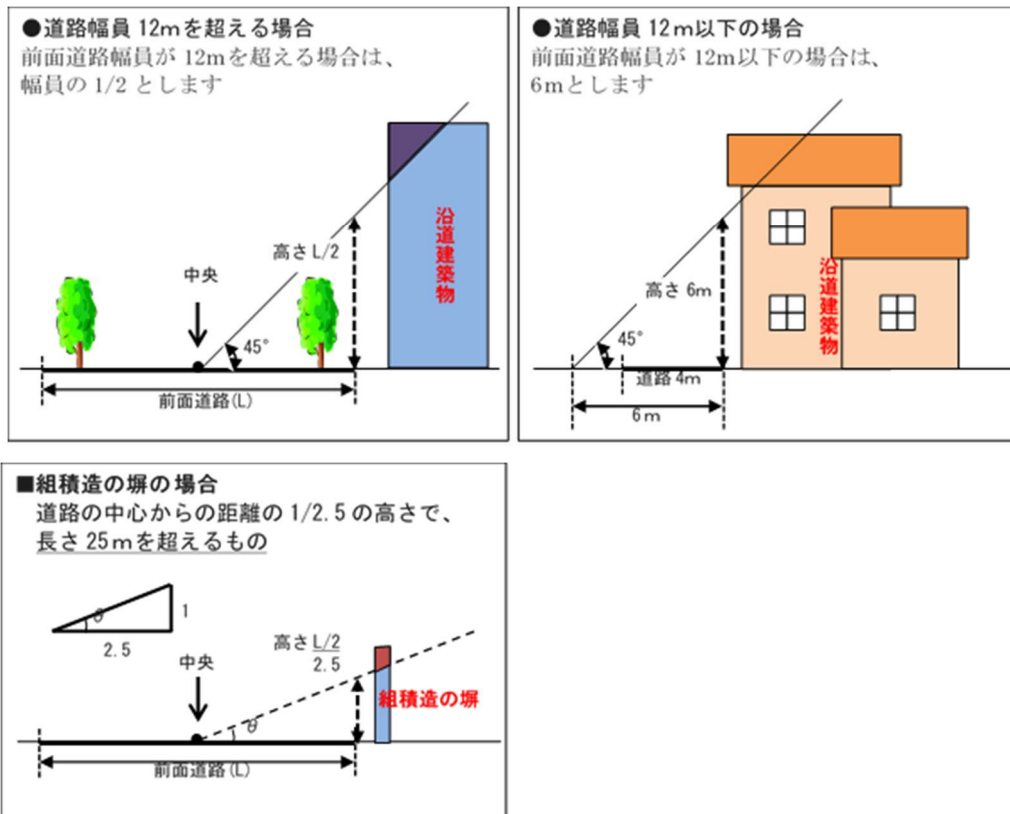


図 2.2-耐震診断義務付け路線図

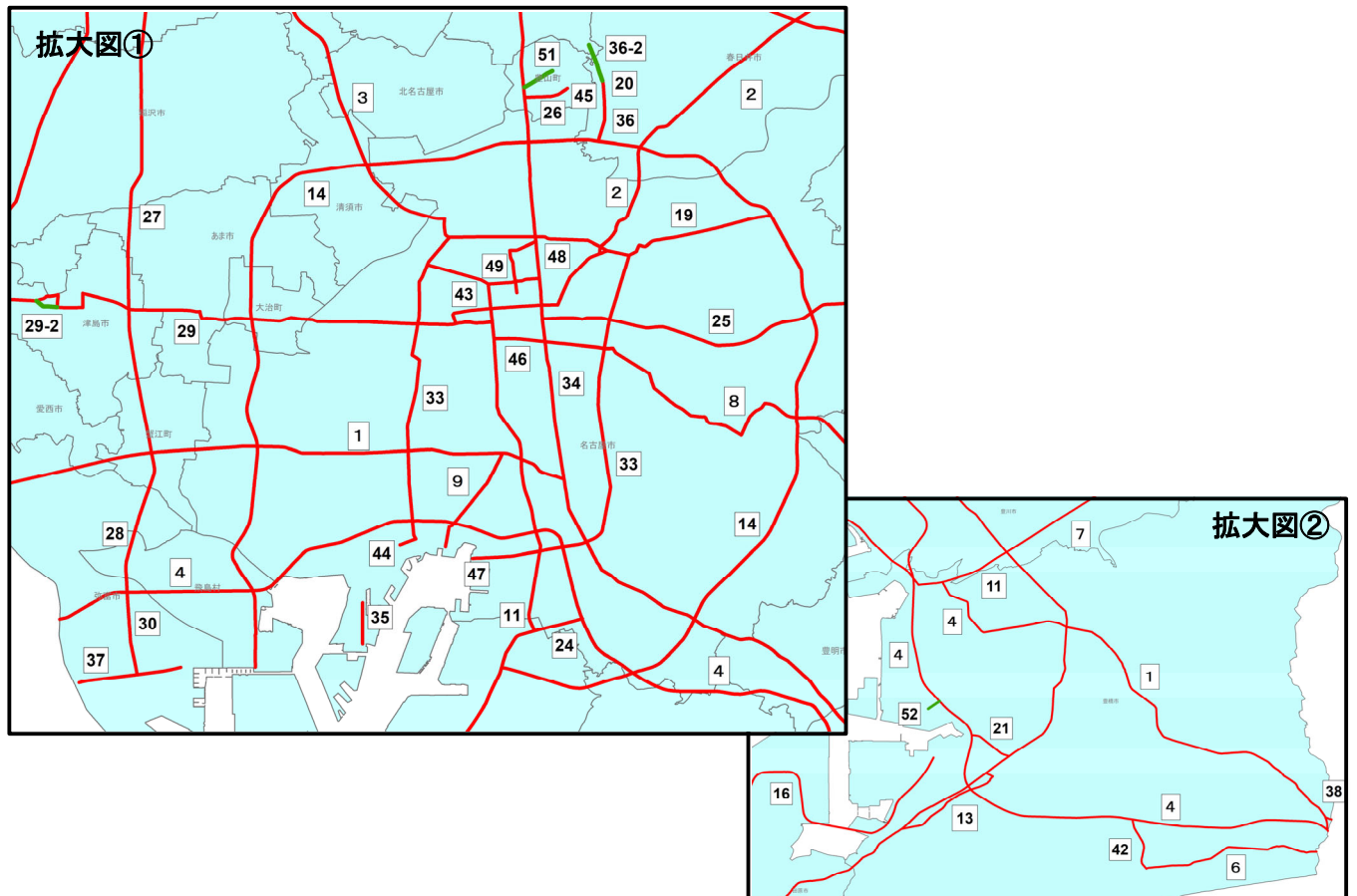
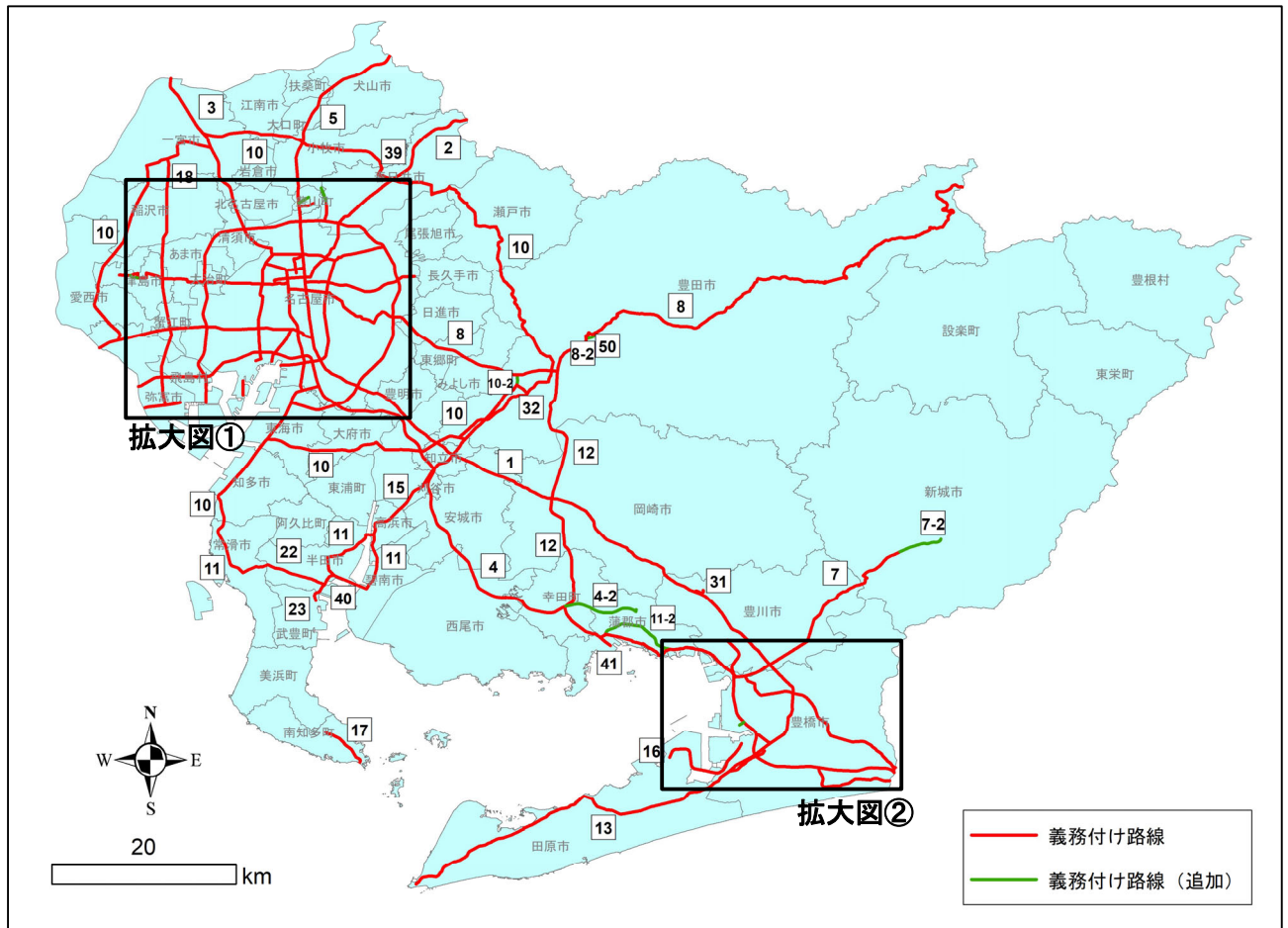


表 2.3-耐震診断義務付け道路一覧と耐震診断結果報告期限

指定 2014(平成26)年3月 | 耐震診断結果の報告期限 2019(平成31)年3月31日

No.	路線名	区間		No.	路線名	区間	
1	国道1号	弥富市	豊橋市	24	(主)名古屋中環状線(59)	名古屋市	東海市
2	国道19号	名古屋市	春日井市	25	(主)名古屋長久手線(60)	名古屋市内	
3	国道22号	名古屋市	一宮市	26	(主)春日井稲沢線(62)	豊山町内	
4	国道23号	弥富市	豊橋市	27	(主)一宮蟹江線(65)	稲沢市	蟹江町
5	国道41号	名古屋市	犬山市	28	(主)蟹江飛鳥線(66)	蟹江町	弥富市
6	国道42号	豊橋市内		29	(主)名古屋津島線(68)	名古屋市	津島市
7	国道151号	豊橋市	新城市	30	(主)名古屋西港線(71)	弥富市内	
8	国道153号(※1)	名古屋市	豊田市	31	(主)長沢蒲郡線(73)	豊川市内	
9	国道154号	名古屋市内		32	(主)豊田安城線(76)	豊田市内	
10	国道155号(※2)	弥富市	一宮市	33	(主)名古屋環状線	名古屋市内	
		一宮市	小牧市	34	(主)堀田高岳線	名古屋市内	
		春日井市	常滑市	35	(主)金城埠頭線	名古屋市内	
11	国道247号	半田市	碧南市	36	(一)名古屋犬山線(102)	春日井市内	
		常滑市内		37	(一)境政成新田蟹江線(103)	弥富市内	
		豊橋市内		38	(一)湖西東細谷線(173)	豊橋市内	
		名古屋市	東海市	39	(一)神屋味美線(196)	小牧市	春日井市
12	国道248号	豊田市	幸田町	40	(一)碧南半田常滑線(265)	碧南市	半田市
13	国道259号(※3)	豊橋市	田原市	41	(一)蒲郡港拾石線(396)	蒲郡市内	
14	国道302号	名古屋市	飛鳥村	42	(一)東七根藤並線(406)	豊橋市内	
15	国道419号	豊田市	高浜市	43	(一)田原名古屋線	名古屋市内	
16	(主)豊橋渥美線(2)	豊橋市	田原市	44	(一)港中川線	名古屋市内	
17	(主)半田南知多公園線(7)	南知多町内		45	(一)名古屋空港線(447)	豊山町内	
18	(主)岐阜稲沢線(14)	一宮市	稲沢市	46	矢場町線	名古屋市内	
19	(主)名古屋多治見線(15)(※4)	名古屋市内		47	(都)名古屋環状線	名古屋市内	
20	(主)春日井各務原線(27)	春日井市内		48	(都)東志賀町線	名古屋市内	
21	(主)東三河環状線(31)	豊橋市内		49	(都)大津町線	名古屋市内	
22	(主)半田常滑線(34)	半田市	常滑市	50	平戸橋水源3号線	豊田市内	
23	(主)半田南知多線(52)	半田市	武豊町				

※路線補足事項(当初指定時から一部区間で路線名の変更等があった路線

- ※1 国道153号 豊田市内 (主)豊田明智線(11)、(一)細川豊田線(340)、旧国道153号4号線を含む
- ※2 国道155号 豊田市内 国道419号(国道153号交点(西町4丁目交差点)~国道155号交点(駒場町向金交差点))を含む
- ※3 国道259号 豊橋市内 (一)野依植田線(408)、(一)東赤沢植田線(409)、豊橋市道植田町・老津町線(283)を含む
- ※4 (主)名古屋多治見線(15) 名古屋市内 (主)名古屋瀬戸線(15)(小幡交差点~国道302号交点)含む

追加指定 2021(令和3)年3月 | 耐震診断結果の報告期限 2024(令和6)年12月末日

No.	路線名	区間	
4-2	国道23号	蒲郡市内	蒲郡バイパス(幸田芦谷IC~蒲郡IC)
7-2	国道151号	新城市内	新城警察署南交差点~新城インター交差点
8-2	国道153号	豊田市内	平戸大橋西交差点~勘八インター西交差点
10-2	国道155号	豊田市内	豊田南バイパス(東新町5丁目西~豊田安城線(76)交点)
11-2	国道247号	蒲郡市内	中央バイパス(蟹洗交差点~十能交差点)
29-2	(主)名古屋津島線(68)	津島市内	名古屋津島線バイパス(新開交差点~北新開交差点)
36-2	(一)名古屋犬山線(102)	小牧市内	春日井市境~航空自衛隊前交差点
51	(一)名古屋空港中央線(448)	豊山町内	国道41号交点~県営名古屋空港境
52	(一)豊橋港線(393)	豊橋市内	国道23号交点~臨港道路との交点

3 特定既存耐震不適格建築物

特定既存耐震不適格建築物は、法第 14 条に示される建築物で、以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。要安全確認計画記載建築物については、P13～16 参照。）です。

所有者は、耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければなりません。

- a. 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号） P18 参照
- b. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号） P19 参照
- c. その敷地が地方公共団体の耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 3 号） P20 参照

【a. 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、以下のとおり法で定められています。

表 2.4-多数の者が利用する建築物

法	政令 第 6 条 第 2 項	用 途	規 模	
号1 第条4 1 第	第 1 号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 以上かつ床面積 500 m ² 以上	
	第 2 号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
	第 3 号	学校	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
公衆浴場				
第 4 号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第 4 号	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ床面積 1,000 m ² 以上		

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

【b. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、以下のとおり法で定められています。

表 2.5-危険物の貯蔵場又は処理場する建築物

号2第条41第

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類	数量
号2第条41第	第1号	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物(石油類を除く)	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン
	第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル
第5号	マッチ	300マッチトン※	
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル	
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20トン	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200トン	

※ マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg。

【c. 通行障害既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 3 号）】

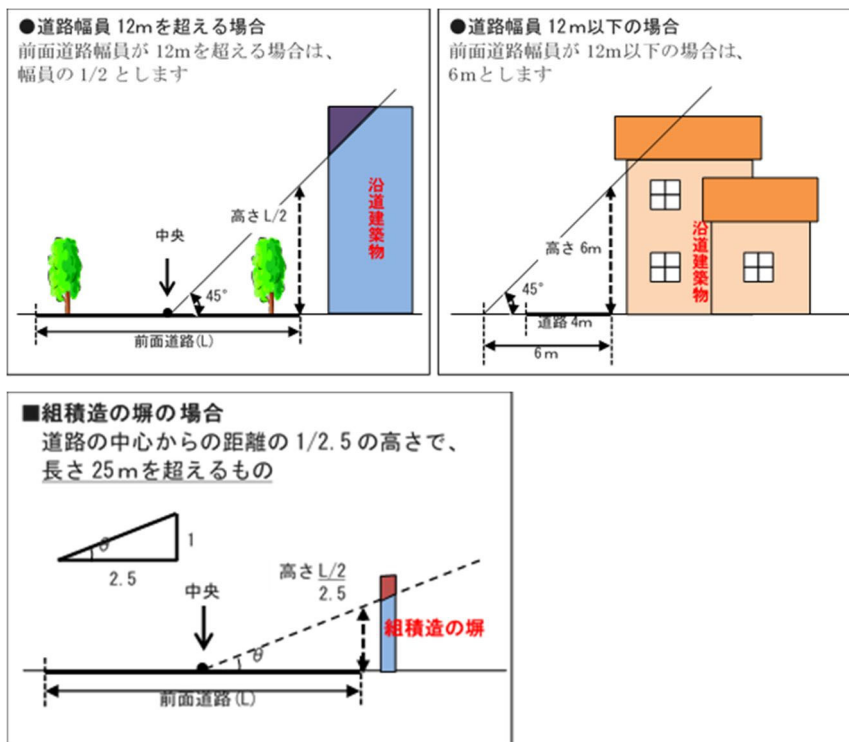
通行障害既存耐震不適格建築物の要件は、以下のア、イのとおり法で定められおり、対象道路は、本計画において、ウのとおりとします。

ア. 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（法第 5 条第 3 項第 2 号）

道路の通行を妨げる要件は、図 2.3 のとおり

図 2.3-通行障害建築物の要件



イ. 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（法第 5 条第 3 項第 2 号）

ウ. 対象道路

I 法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき定める道路（本計画で定める耐震診断義務付け道路）

図 2.2、表 2.3 に示す道路

II 法第 5 条第 3 項第 3 号の規定に基づき定める道路

（本計画で定める耐震診断努力義務付け道路）

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づき定める耐震診断義務付け道路（図 2.2、表 2.3 参照）以外の道路

III 法第 6 条第 3 項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路

第3章 計画の方針

3-1 計画の方針

本県は、前計画「愛知県建築物耐震改修促進計画（～あいち建築減災プラン2020～）」のもと、2020年度までの住宅・建築物の耐震化の目標や住宅の減災化の目標を掲げ、2012年から9年間、耐震化・減災化の促進に取り組んできました。

本計画では、これまでの本県の住宅・建築物の耐震化の状況を整理するとともに、耐震化の促進に向けた課題等を踏まえ、本県における耐震化の目標を設定します。

住宅の耐震化については、2020年度末の耐震化率は、約91%と推計され、前計画で定めた2020（令和2）年度末の耐震化率95%の目標には至らなかったものの、国土交通省が推計した2018（平成30）年の全国の住宅の耐震化率は約87%であり、全国的にも目標の達成は困難な状況と見込まれることから、国が定める新たな目標との整合を図り、住宅の耐震化の促進に取り組みます。

建築物の耐震化については、国と同様に耐震診断義務付け建築物を対象とした目標を設定することとし、耐震性が不十分な「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」のそれぞれについて目標を定めて、耐震化の促進に取り組みます。

さらに、減災化の目標については、人命を守るための住宅の減災対策の取組を更に促進していきます。また、住宅だけでなく、社会基盤としての建築物についても減災化の目標を設定し、住宅と建築物のそれぞれについて減災化の促進に取り組んでいきます。

近い将来起こりうる南海トラフ地震等の大地震に備え、本計画で掲げた目標の達成に向け、住宅・建築物の耐震化・減災化に取り組み、持続可能な地震に強い愛知県を作っていきます。

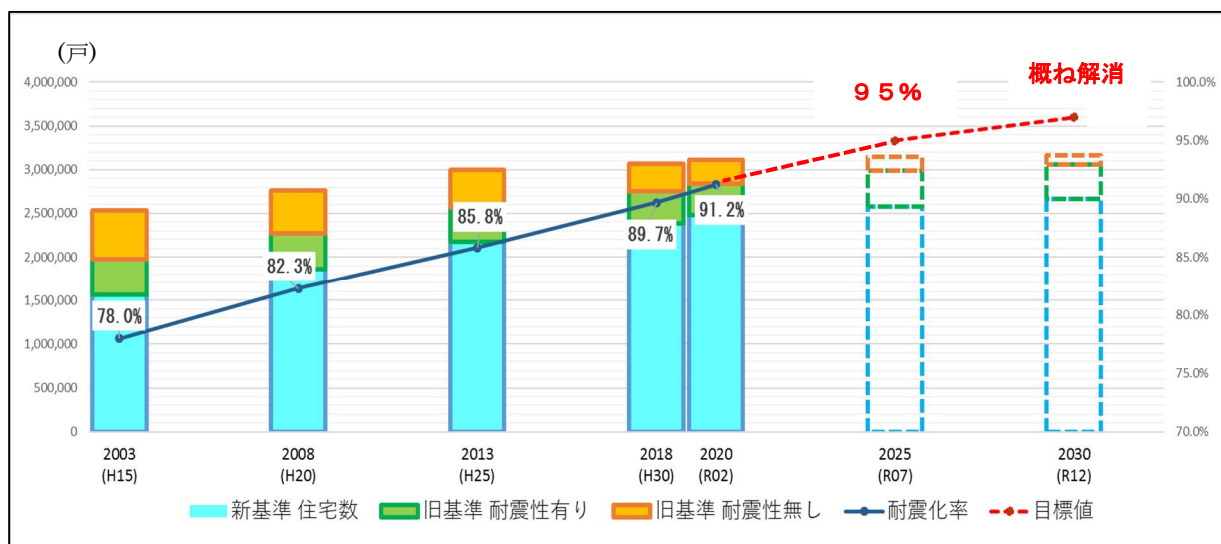
3-2 計画の目標

1 住宅の耐震化の目標

○2025(令和7)年度までに住宅の耐震化率 95%
○2030(令和12)年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消

- ・2025(令和7)年度までに住宅の耐震化率を95%、2030年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。

図 3.1-住宅の耐震化の推移と目標



← 耐震化の推移 → | → 目標 →

2 建築物の耐震化の目標

■要緊急安全確認大規模建築物
 2025（令和 7）年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消

■要安全確認計画記載建築物
 ○防災上重要な建築物（2015 年 7 月指定）
 2025（令和 7）年度までに耐震性が不十分なものを概ね解消
 ○通行障害既存耐震不適格建築物（2014 年 3 月指定）
 2030（令和 12）年度までに耐震性が不十分なものを半数解消

表 3.1-建築物の目標

（単位：棟）

区 分		現状 2020 年度			目 標	
		対象棟数	耐震性有り	耐震性不十分	2025 年度	2030 年度
要緊急安全確認大規模建築物		458	424	33	概ね解消	—
要安全確認 計画記載建築物	防災上重要な建築物	66	54	12	概ね解消	—
	通行障害既存耐震 不適格建築物	531	115	401	→	半数解消

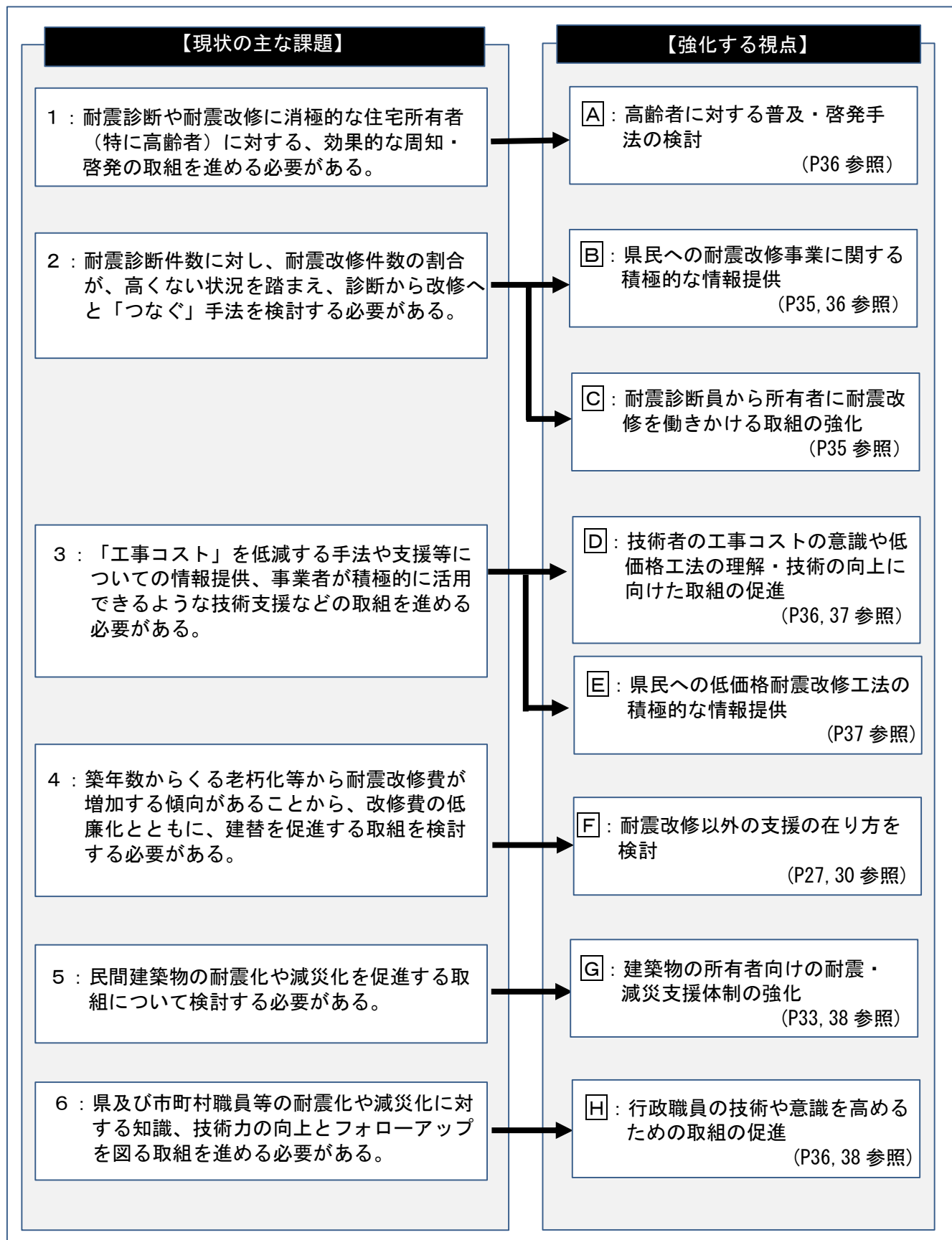
3 住宅・建築物の減災化の目標

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

- ・大規模な地震時にも、住宅の倒壊等に巻き込まれることなく、住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であるため、住宅の減災化対策について、取組の強化・促進を図ります。
- ・建築物は、社会基盤・生活基盤の基本であることから、耐震性を確保することはもちろんですが、加えて、県民の生活を守るため、地震によって被災した場合でも速やかに復旧できるよう、建築物の減災化対策に取り組めます。

■ 目標を達成するために本計画の取組に反映させるための強化する視点

現状の課題を踏まえて、本計画において、これまでの取組をさらに強化する視点を以下に示します。



第4章 耐震化及び減災化の促進を図るための取組

4-1 耐震化及び減災化に向けた役割

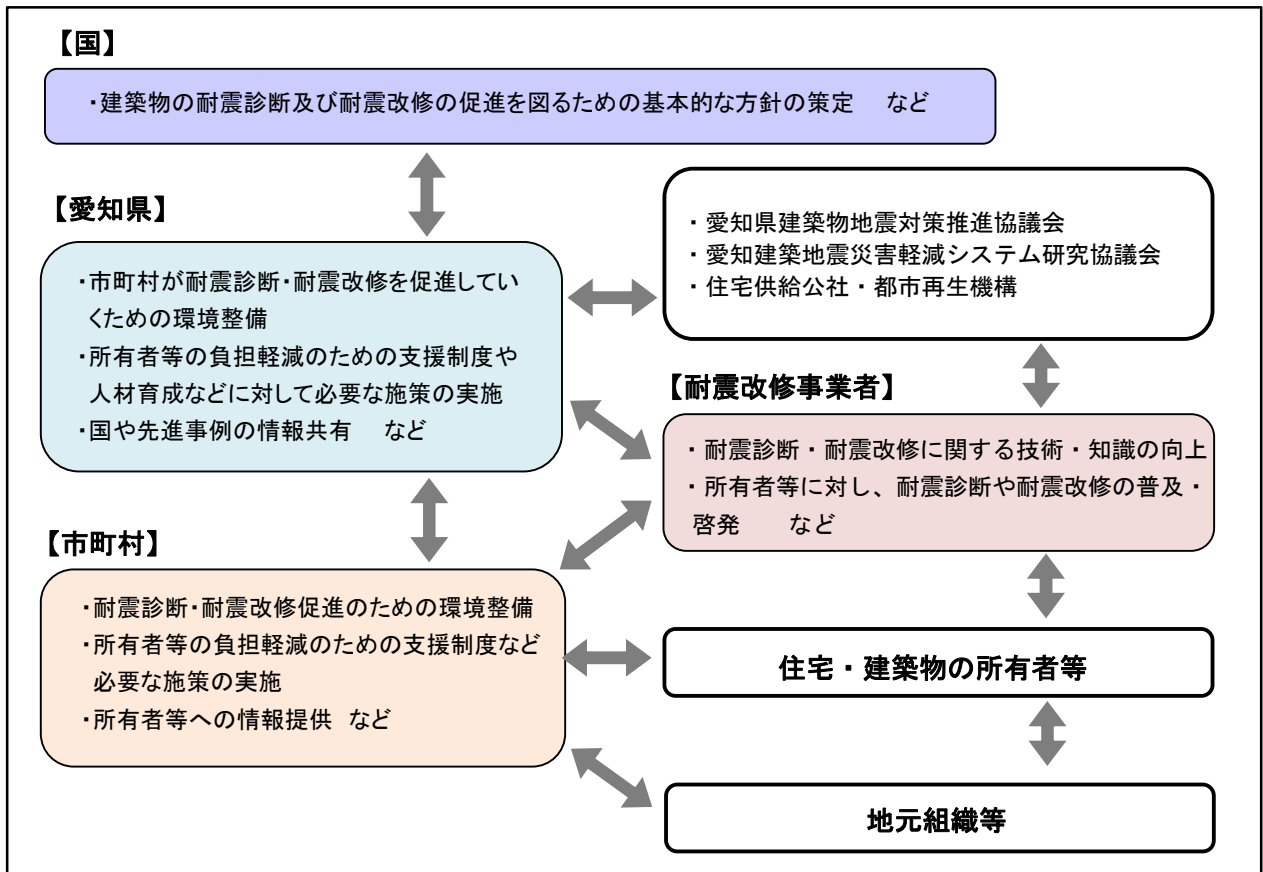
住宅・建築物の耐震化・減災化の促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

県は、市町村が耐震診断・耐震改修を促進していくための環境整備や所有者等の負担軽減のための支援制度、人材育成などに対して必要な施策を講じ、耐震改修の実施を阻害している課題を市町村と連携して解決していきます。また、国からの情報や他都道府県の先進的な取組等について、市町村と情報を共有するとともに住宅・建築物の所有者等へ周知を行っていきます。

市町村は、住宅・建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度など必要な施策を講じ、耐震改修の実施を阻害している課題を、県と連携して解決していきます。

耐震改修事業者（設計者・施工者等）は、県や市町村が行う耐震化・減災化に向けた取り組みに積極的に協力、参加し、耐震診断や耐震改修に関する技術・知識の向上に積極的に取り組むとともに、住宅・建築物の所有者等に対し、耐震診断や耐震改修の普及・啓発に取り組むこととします。

図 4.1-国・県・市町村・所有者等の役割



4-2 住宅の耐震化の促進

1 取組の方針

住宅の耐震化の目標である2025（令和7）年度に耐震化率95%を達成し、2030（令和12）年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消するために、耐震診断や耐震改修、除却に対する補助制度の活用、税制優遇措置など支援策の周知等、耐震性が不十分な住宅の解消に向け、所有者等を支援する取組を行います。

2 耐震診断の促進

旧耐震基準の住宅の耐震化を促進していくためには、まず、自らの住宅の耐震性について把握することが重要です。県では、市町村と連携して、木造住宅無料耐震診断事業を実施しており、非木造住宅の耐震診断補助事業とあわせて、耐震診断を促進していきます。

また、県は2002（平成14）年から「愛知県木造住宅耐震診断員」を養成しています。特に、旧耐震基準のものが多く残っている木造住宅に対して、住宅所有者からの耐震診断の依頼に応じ、市町村に登録した耐震診断員が速やかに耐震診断を行える体制整備に努めるとともに、引き続き、適切な耐震診断が行われるよう取り組んでいきます。

3 耐震改修の促進

耐震診断を実施した結果、住宅の耐震性が不十分と判定された場合、積極的に耐震改修を実施していただく必要があります。引き続き、市町村と連携して、住宅の耐震改修費の補助事業の実施等により、耐震改修の促進に取り組んでいきます。あわせて、耐震改修の方法等を分かりやすく解説したパンフレットやウェブページ等により、耐震改修の重要性について広く周知啓発を行っていきます。

また、建築後相当年数を経過した旧耐震基準の住宅では、経年劣化による老朽化から耐震改修にかかる費用が増加する傾向にあるため、これらの住宅の耐震改修を促進していくためには、工事費の低廉化が重要です。そこで、「愛知建築災害軽減システム研究協議会（P.33 参照）」において、低価格耐震改修工法の開発や評価を行うとともに、その普及に取り組んでいきます。

さらに、改修設計の段階において、効率的な補強方法を提案できる人材として、「あいち耐震改修推進事業者」の養成を行い、登録した設計・施工の技術者をウェブページ等で地域別に紹介する等、所有者と事業者をつなぐ取組を進めます。

加えて、耐震改修補助等において、「所有者に代わって工事施工者が補助金の受領までを代理で行うことができる」代理受領制度は、所有者が用意する費用の軽減につながることから、より使いやすい制度となるよう市町村と連携して、取り組んでいきます。

4 建替の促進

F

本県は、他県に比べて、建替を含めた住宅の新築戸数の割合が高く、旧耐震基準住宅の減少と新耐震基準住宅の増加により、耐震化率の向上に大きく寄与している傾向が見られます。

建築後相当年数が経過した旧耐震基準の住宅では、耐震改修費用の低廉化に取り組むとともに、建替を促進していくことも重要です。

県では、市町村と連携して、旧耐震基準のものが多く残っている木造住宅の除却工事に対する補助制度を行っており、より一層の活用の促進に取り組んでいきます。

また、2016（平成28）年に発生した熊本地震では、空き家住宅が倒壊し、道路を塞いだことにより、緊急車両の通行や住民の避難の妨げになったことから、空き家住宅の対策も重要です。県では、空き家住宅の所有者が行う老朽化した空き家の除却に対して、市町村と連携した補助を実施しており、これらの支援により、住宅の建替の促進に取り組んでいきます。

5 リフォーム等の促進

F

リフォームやリノベーションにあわせて耐震改修工事を行うことは、所有者にとって新たな住まい方に向けて前向きな改修工事になることや二つの工事を同時期に行うことで、個別に工事を行うよりも経費が軽減されること等のメリットがあります。

県では、耐震化にあわせてバリアフリーや省エネルギー対策等のリフォーム等に対する国の支援等の情報提供に努めるとともに、リフォーム等と耐震改修をあわせた工事事例紹介など、事業者と連携して、リフォーム等の促進に取り組んでいきます。

6 その他の支援策の周知

旧耐震基準の住宅の耐震改修に対して、所得税額の特別控除や固定資産税の減額制度が設けられていることから、県では、これらの特例措置を円滑に活用できるよう広く情報提供を行っていきます。

また、独立行政法人住宅金融支援機構では、耐震改修リフォーム融資や高齢者向けのリバースモーゲージ型融資等を実施しており、所有者のニーズに応じた支援が受けられるよう、独立行政法人住宅金融支援機構と連携して、相談会や講習会等により情報提供に努めます。

7 住宅供給公社等による耐震改修支援

① 住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できないことがあり、そのことが、耐震改修が進まない要因のひとつになっています。

そこで、県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合に、特定優良賃貸住宅を始めとした公的賃貸住宅などの活用を図ります。

② 耐震診断・耐震改修の支援

愛知県住宅供給公社は、管理者（所有者）からの委託を受けて、住宅や共同住宅の耐震診断及び耐震改修を実施します。また、集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物及び過去に公社が建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物についても、委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施します。

また、名古屋市住宅供給公社においては、過去に建設した共同住宅及び過去に建設した住宅や共同住宅と一体として建設した建築物について、当該建築物の管理者（所有者）からの委託を受けて、耐震診断及び耐震改修を実施します。

4-3 建築物の耐震化の促進

1 取組の方針

建築物は、都市機能や生活の基盤となるものです。公共施設はもちろんのこと、民間施設である事務所や店舗、工場等の生産施設、病院や老人ホームなどの福祉施設など、様々な建築物を地震から守ることは、利用者の命を守るだけでなく、生活を守ることにもつながることから、耐震性が不十分な建築物の耐震化を促進していく必要があります。

特に、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある、若しくは、耐震診断や耐震改修を促進する必要がある耐震診断義務付け建築物は、本計画において建築物の耐震化の目標として定め、耐震診断や耐震改修に対する補助制度などを活用し、耐震性が不十分なものの早期解消に向けて、重点的に耐震化の促進を行います。

また、多数の者が利用する建築物等である特定既存耐震不適格建築物に対しても、耐震診断に対する補助制度の活用など、耐震化の促進につながる取組を実施していきます。

これらの建築物所有者に対して、耐震化の必要性や耐震改修方法等について、市町村や関連する業界団体等とともに普及啓発を行うなど連携して耐震化を促進していきます。

2 耐震診断の促進

旧耐震基準の建築物の耐震化を図るためには、まずは、建築物の耐震性について知る必要があります。耐震診断を実施することが重要になります。特に、耐震診断義務付け建築物は、地震時における重要性から耐震性を早期に把握する必要がある建築物であり、法に基づき、耐震診断の結果を公表することとされています。そのため、県は、通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断補助事業の実施や、市町村と連携して、防災上重要な建築物の耐震診断補助事業の支援を行うことにより、耐震診断を促進していきます。

あわせて、多数の者が利用する建築物等である特定既存耐震不適格建築物についても、多くの人命や生活を守る観点からも耐震診断を実施することは有効であるため、市町村と連携して、建築物の耐震診断補助事業を行うことにより、耐震診断の促進に取り組んでいきます。

3 耐震改修の促進

耐震診断を実施した建築物の耐震性が不十分と判定された場合、利用者の命や県民の生活を守るために、耐震改修を実施していただく必要があります。特に、耐震診断義務付け建築物に対しては、重点的に、耐震改修の実施を促していく必要があります。そのため、県では、市町村と連携して、要緊急安全確認大規模建築物や要安全確認計画記載建築物の耐震改修補助事業を実施し、耐震改修の促進に取り組んでいきます。

また、県は、耐震診断義務付け建築物が所在しているものの、補助制度を設けていない市町村に対して、補助制度創設を働きかけてまいります。

加えて、多数の者が利用する建築物等である特定既存耐震不適格建築物においても耐震改修を実施することは有効であり、県は、市町村と連携し、耐震改修の専門家を派遣する事業や、建築物所有者に耐震化の重要性を理解してもらうための普及啓発活動等により、耐震性が不十分な建築物の耐震化に取り組んでいきます。

4 耐震改修促進税制や融資について

耐震診断義務付け建築物で耐震診断結果を報告し、耐震改修をしたものについては、所得税・法人税の特別償却や固定資産税の減額等の措置が講じられています。県は、市町村と連携し、これらの税制措置を円滑に活用できるよう広く情報提供を行っていきます。

また、県では、中小企業者の資金ニーズに応じた融資制度を実施しており、中小企業所有の建築物について、耐震改修工事の資金として活用できるよう情報提供を行っていきます。

5 建替の促進

F

旧耐震基準の建築物は、建築後相当年数が経過してきており、長寿命化計画等を実施して計画的に改修を行っていく建築物もあります。一方で、老朽化に伴い建替や除却を選択する場合も見られます。建替や除却も建築物の耐震化につながることから、建替等を促進していくための支援の方法等について検討を行っていきます。

4-4 減災化の促進

1 取組の方針

住宅の減災化を促進するため、段階的耐震改修や耐震シェルターの設置に引き続き取り組むとともに、その他減災化につながる施策の検討を行います。また、建築物についても、地震時の被害を軽減し、建築物で営まれる事業が継続又はすみやかに復旧できるように、耐震化の促進に加えて、事前に実施できる減災化対策に取り組んでいきます。

2 住宅の減災化

(1) 段階的耐震改修の促進

耐震改修が進まない理由の一つに、工期や工事費が挙げられます。段階的耐震改修は、通常、判定値^{*}は1.0以上を確保した耐震改修工事を行うところを、工期や費用面から、当面、判定値を0.7以上確保することで、「倒壊の可能性が高い」ものを、「倒壊の可能性はある」程度まで耐震性を上げるなどにより、住宅の倒壊の危険性を少しでも解消する減災対策です。これにより、耐震改修に躊躇していた住宅所有者に対して選択肢を増やすことで、住宅の倒壊から命を守ることにつながることが期待されます。

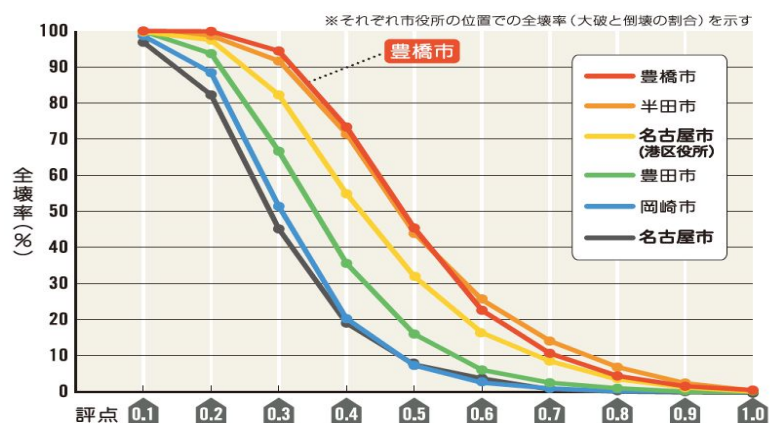
そのため、県では、市町村と連携して、段階的耐震改修の補助事業を行うとともに、当面は減災化を図りつつも最終的には耐震化へ向かうように、所有者に対して働きかけていきます。

^{*}判定値 その住宅が大規模地震で倒壊しないために必要とされる耐力に対する、実際の住宅の柱や壁などの耐震性能の合計(保有耐力)の割合。

表 4.1 判定値と判定

判定値(上部構造評点)	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊の可能性はある
0.7未満	倒壊の可能性が高い

図 4.2 南海トラフ地震における各地域での評点別全壊率



出典：木造住宅の耐震リフォーム
 監修・制作：名古屋工業大学 井戸田研究室・寺田研究室/
 名古屋大学 森研究室/ (株) えびす建築研究所

(2) 耐震シェルター等の設置の促進

耐震化が進まない理由の一つに、高齢者世帯の住宅においては、住宅全体を耐震改修する工事費と住まい方のバランス等から、耐震改修に消極的な傾向にあります。そこで、住宅全体ではなく、例えば、寝室等の一部だけを強固なフレームで覆う耐震シェルターや耐震（防災）ベッドは、住宅の倒壊から人命を守ることに對して、有効な手段の一つです。県では、市町村と連携した、耐震シェルターの設置補助事業等により、住宅の減災化を進めていきます。

(3) 家具等の転倒防止の促進

家具等の転倒防止対策が行われていない場合、地震時の死傷の原因となったり、倒れた家具が出入り口をふさぎ、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。家具等の転倒防止対策は、身近で比較的簡単にできる効果が高い地震対策であることから、家具等の転倒防止対策を促進していきます。

具体的には、民間事業者やボランティア団体と連携して、イベント出展等による家具固定啓発や家具固定のチラシ配布などを行っています。

また、県民の皆様からの家具固定の相談にお答えする家具固定相談窓口を設置したり、地域で行われるイベントや講習会、防災訓練へ家具固定器具の取付け指導等を行う「家具固定推進員」を派遣しており、これらにより、家具等の転倒防止対策を促進していきます。

(4) 地震時の電気火災対策

地震後による火災の原因の多くは、電気火災によるものです。地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具である感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に、電気火災を防止する有効な手段です。

県は、地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及や自宅から避難する際にブレーカーを落とすこと等、地震時の電気火災対策の啓発に取り組みます。

3 建築物の減災化

建築物は、都市機能や生活の基盤となるものであり、建築物の倒壊から利用者の命だけでなく、機能を守ることで、人々の生活も守ることができます。災害発生後、速やかに社会活動が復旧できるようにするため、耐震改修を促進することはもちろんですが、加えて、減災対策を進めていきます。

(1) 非構造部材の落下防止対策

G

東北地方太平洋沖地震や熊本地震では、大規模空間の天井の脱落、窓ガラスの破損、内外壁の脱落等の非構造部材の被害が多くありました。窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により避難者や通行人、あるいは、建築物の在館者に被害を発生させる危険性があることから、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやウェブページで広く周知等を行っていきます。

また、2014（平成26）年4月の建築基準法施行令の改正により、大規模な空間の天井に対して、天井脱落対策が強化されたことを受け、県は、市町村と連携して災害時に重要な機能を果たす建築物等における該当する天井の改善を促していきます。

(2) エレベーター・エスカレーター・建築設備の安全対策

G

東北地方太平洋沖地震では、エレベーターの釣合いおもりやエスカレーターが落下する事案や、大阪府北部地震において、多くのビルで使用されているエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、エレベーターの支持部材の耐震化、釣合いおもりの脱落対策やエスカレーター落下防止対策などの防災対策改修や、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知を図ると共に、県は、エレベーター及びエスカレーターの所有者や管理者に対して定期検査等に合わせ、市町村・関係団体と連携して改善を促す取組を促進していきます。

また、地震時における給湯設備などの転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知啓発を進めていきます。

(3) その他の取組

G

愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（P34 参照）と連携して耐震化の相談と地震対策点検ができる専門家を現地に派遣する取組を進めていきます。

また、建築物の劣化度や被災度を速やかに検知できるシステムの設置の普及啓発などの検討をしていきます。

その他、災害時受入拠点の施設（市町村が必要とする帰宅困難者を受け入れる施設（一時滞在施設）や、負傷者を受け入れる災害拠点病院等）について、必要となるスペース、備蓄倉庫及び設備等を整備する必要があるため、県は、市町村等の受入拠点となる施設の整備に対し、国の支援制度の周知等を行っていきます。

4-5 耐震化・減災化に向けた環境整備

1 取組の方針

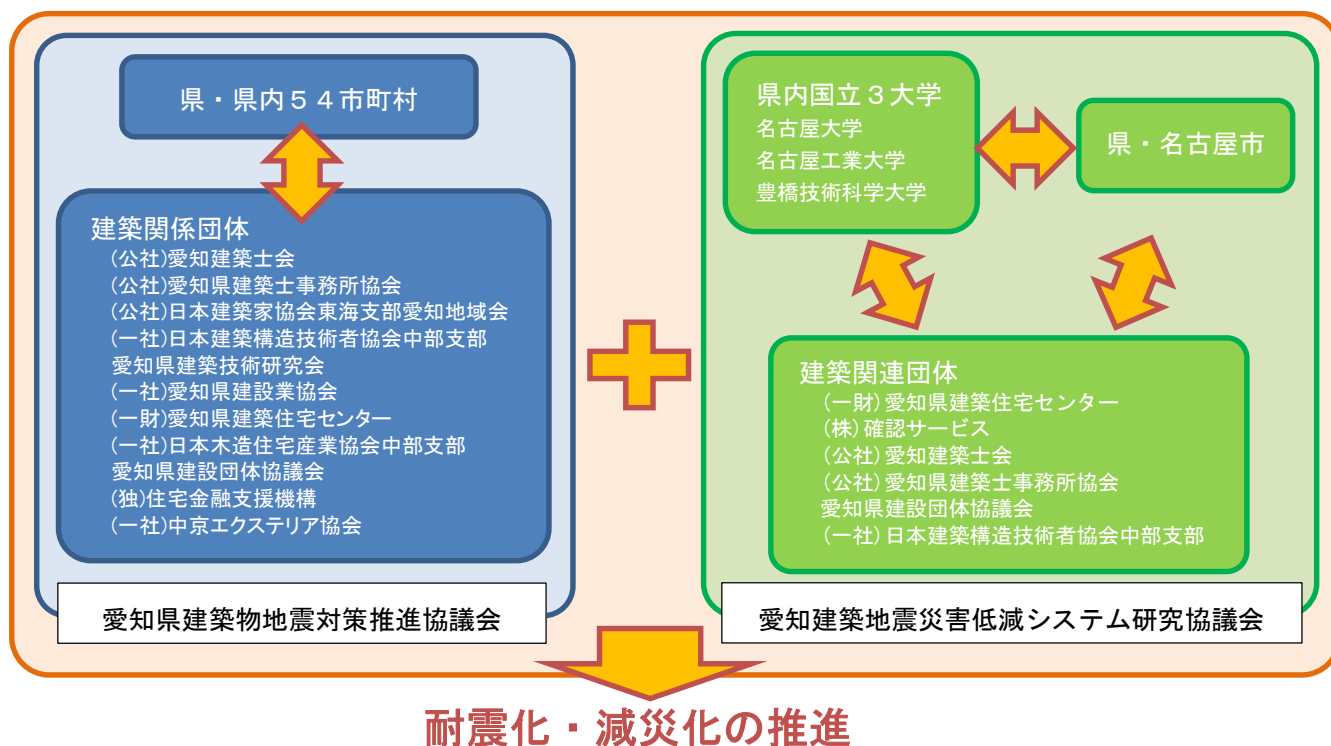
住宅・建築物の耐震化や減災化を促進するための環境整備を推進するため、「人材育成」、「普及・啓発」、「地震に強いまちづくり」及び「市町村支援・連携」の分野に対して、二つの協議会と連携して、取り組んでいきます。

(1) 愛知県建築物地震対策推進協議会

建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等の震前対策、地震により被災した建築物や宅地の危険性を判定する応急危険度判定制度の適正な運用と体制整備を図る震後対策を目的とした、県と県内全市町村及び建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）」を1998（平成10）年（前身は「愛知県建築物震後対策推進協議会」）より設置しています。

(2) 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会

大学、地方公共団体、建築関係団体等が連携して、大学が保有する関連施設や技術力の効率的な利用を図り、建築物における地震災害軽減の研究した成果を広く普及し、県内の建築地震災害の軽減につながることを目的として、県内国立大学法人（名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学）、地方公共団体（県・名古屋市）及び、建築関連6団体で構成される「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（以下「減災協議会」という。）」を2005（平成17）年より設置しています。



2 人材育成

設計者、施工者等の耐震改修事業者及び行政職員は、耐震化や減災化の最前線で、それぞれ重要な役割を担っており、それぞれの技術や知識の維持・向上のために推進協議会や減災協議会と連携して、人材を育成していきます。

(1) 耐震改修事業者や地域で耐震化のアドバイスができる人材の育成と強化

① 愛知県木造住宅耐震診断員 C

木造住宅耐震診断事業の担い手として、「愛知県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）」を養成します。

本県では、2002（平成14）年度から耐震診断員を養成し、民間木造住宅の耐震診断を実施していますが、旧耐震基準の住宅で耐震診断を実施していない木造住宅は多く存在し、引き続き、耐震診断を推進していく必要があります。

また、耐震診断から耐震改修へつながる件数を増加させるために、耐震診断員から住宅所有者への耐震改修の働きかけを支援できる取組を進めていきます。

② 地域で耐震化に関するアドバイスができる人材

住まいの耐震改修や家具の転倒防止に関し、中立的な立場で専門的なアドバイスを行う者として「耐震化アドバイザー」を養成します。

耐震化アドバイザーは、地域や市町村が設置する耐震診断・耐震改修に関する相談窓口や相談会、地域主体の勉強会などにおいて、相談対応や地域の耐震化を進める牽引役として活動を展開します。

③ あいち耐震改修推進事業者 B

耐震改修に積極的な事業者で、推進協議会の会員団体に所属している事業者を「あいち耐震改修推進事業者」として養成し、名簿に登録します。

あいち耐震改修推進事業者名簿では、後述の低価格耐震改修工法に関する講習会等の参加状況や、市町村の補助の活用実績などを明示しており、耐震改修事業者の実績が把握できるようになっています。名簿は、推進協議会のウェブページを通じて公開するとともに、市町村窓口において閲覧に供しており、住宅・建築物の所有者と耐震改修事業者をつなぐ取組を進めていきます。

また、あいち耐震改修推進事業者に対して、のぼり旗などの支援ツールを提供し、工事現場で掲げることで、事業者からの普及啓発の役割も期待できます。

④ 低価格耐震改修工法を活用できる人材

D

減災協議会で、評価・開発された「低価格耐震改修工法」について、積極的に活用できる設計者や施工者を養成するために、減災協議会や推進協議会と連携して、工法の説明会や耐震診断・改修設計の研修会、改修工事の実務講習会等を実施します。

低価格耐震改修工法を有効かつ適切に活用し、耐震改修工事に係る費用を削減することで、住宅所有者の負担が軽減され、耐震化の推進につながることを期待されます。

また、耐震改修を進めていくために、さまざまな事業者の取組や手法を共有できるような事業者同士が交流できる枠組みを検討していきます。

(2) 行政職員の育成と連携強化

H

県及び市町村職員の耐震改修に関する意識啓発や知識、技術等の向上のために、継続的に意見交換や研修の場を設ける取組を行っています。各市町村での事例や課題などを共有し、推進協議会や減災協議会とも連携して、県下で実施できる効果的な施策の提案などに取り組みます。

3 耐震化・減災化を促進するための普及・啓発

(1) 高齢の所有者に対する普及・啓発

A

旧耐震基準の住宅は、建築後相当年数が経過しており、高齢者が居住する住宅が増加傾向にあります。このような状況を踏まえ、これまでの普及啓発の取組に加えて、高齢者を含めた家族や親族で住宅の耐震化の重要性について改めて考えていただくパンフレット等を作成し、普及啓発を行っていきます。

(2) インターネット等を積極的に活用した普及・啓発の実施

① ウェブページやSNSによる情報発信

B

県では、耐震化に関する情報提供の一環として、ウェブページを活用し「建築物の防災と地震対策」等についての情報（耐震診断・耐震改修の補助・助成制度の内容や、耐震改修に係る優遇税制、講習会等の開催のお知らせ、地震防災マップ、液状化マップ等）を提供しています。今後は、ウェブページのみならず、SNS等による情報発信を積極的に活用し、耐震化に関する有用な情報を所有者へ提供できるような周知啓発手法を検討し、広く情報提供を行っていきます。

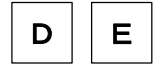
② パンフレット等の作成

B

耐震化・減災化の促進には県民への周知啓発が何よりも重要と考えます。そのために「手にとってもらいやすく、分かりやすい」を意識し、耐震化や減災化の必要性や効果についての情報提供や支援事業のPRを積極的に展開していくためのパンフレットや啓発パネル等を推進協議会、減災協議会と連携して、作成していきます。

作成したパンフレットやパネルについては、市町村の窓口や耐震診断戸別訪問、防災イベントなどで活用できるよう、市町村等と共有展開していきます。

(3) 低価格耐震改修工法の普及啓発



住宅や建築物の耐震改修を促進するため、工事費を下げることで所有者の費用負担が軽減され、耐震改修の実施が期待されます。そのために、低価格耐震改修工法を普及することが耐震化の促進につながります。

また、低価格耐震改修工法は、天井や床を撤去することなく工事を行うことができるものが多く、産業廃棄物の発生を抑制できる環境に優しい工法でもあります。

減災協議会では、大学の研究及び施設を活用した実証実験などによる新しい低価格工法の開発や企業が開発した新工法の評価をするなど、多くの耐震改修工法を開発・評価してきました。

県は、これらの成果を受けて、減災協議会や推進協議会と連携して、普及啓発パンフレットの作成や低価格耐震改修工法を普及するための講習会、実際に実演してみる実務講習会、現場で活用されている状況を見る工事見学会等の実施などにより、低価格耐震改修工法による耐震化を普及促進し、住宅の所有者がより容易に耐震化を実施できるように取り組んでいきます。

4 地震に強いまちづくり

県内の自治会、町内会、学区協議会、自主防災会などの地域団体や、企業、学校などが実施する住宅・建築物の耐震化や減災化に関する取組や勉強会、講演会等に対し、積極的に支援していくことで、地域における、耐震や減災に対する意識向上と耐震化・減災化の取組に繋げ、地震に強いまちづくりを進めていきます。

① 地域団体が行う耐震化に取り組む活動支援

地域団体が主体となり、市町村と協力し、耐震施策の啓発及び耐震診断・耐震改修の促進のために取り組む活動（学習会、講演会、相談会など）に対して減災協議会と連携し支援をしていきます。

② 耐震講座等の実施

県民に対し、地震に強い住まいづくりやまちづくりのために住宅・建築物の耐震化や減災化の重要性について、「県政お届け講座」の実施や、地域団体主催の勉強会や講演会などに、減災協議会と連携して、大学の研究者など専門家を講師として派遣することで、耐震化、減災化の意識が向上するよう啓発していきます。

また、市町村が実施する地域に向けた同様の取組に対しても、支援をしていきます。

5 市町村との連携

G

① 耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実

各市町村の耐震化等に関する相談窓口や相談会において、耐震診断、改修設計・工事及び融資などの専門的な相談に対応できる各分野の専門家の派遣を、推進協議会や減災協議会と連携して行います。

② 市町村が実施する出前講座等に対する支援

各市町村が実施する出前講座や耐震に関するイベントに対し、県、推進協議会及び減災協議会は、普及啓発用の教材やパネル等の提供、専門家の派遣などにより、積極的に支援していきます。

③ 耐震診断戸別訪問の支援

耐震診断を実施していない旧耐震基準の木造住宅に向けて、市町村が地元の町内会や建築関係団体と連携して実施する、耐震診断を促す戸別訪問（耐震診断ローラー作戦）に対し、県は、専門家の派遣や普及啓発に関するパンフレットの提供等の支援をしています。

④ 行政職員による意見交換、研修会の実施

H

県及び市町村職員で定期的に耐震化・減災化に関する意見交換や研修会を実施していきます。各市町村の好事例の取組や課題を共有し、好事例の展開や、課題の解決、県下で取り組むべき施策や事業などを、各市町村と連携して進めていきます。これにより、市町村が行う耐震化施策の推進を図っていきます。

4-6 建築物に対する指導等について

所管行政庁として、耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、必要に応じて、所有者に対し、指導及び助言、又は指示、命令を次に掲げる建築物の区分に応じ、法に基づき適切に実施していきます。

なお、県が所管行政庁となる区域では、建築物の所在する市町村と連携し、指導等を実施していきます。

表 4.2-所管行政庁

所管行政庁	対象区域	所管する建築物	建築基準法の区分
名古屋市、豊橋市、岡崎市 一宮市、春日井市、豊田市	各市の区域	建築物全て	特定行政庁
瀬戸市、半田市、豊川市、刈谷市、 安城市、西尾市、江南市、小牧市、 東海市、稲沢市、大府市		建築基準法第6条第1項 第四号建築物	限定特定行政庁
愛知県	上記以外の市町村の区域	建築物全て	特定行政庁
	限定特定行政庁が 所管する市の区域	建築基準法第6条第1項 第四号建築物以外の建築物	

① 耐震診断義務付け建築物

対象建築物の周知

- 所管行政庁は、対象建築物の所有者に対して、耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。
- 所管行政庁は、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対し、個別に通知や訪問等を行うなど、耐震診断結果の報告を促し、それでもなお報告しない場合にあっては、所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命じ、その旨を公報、ウェブページ等で公表します。

耐震改修の指導・助言及び指示

- 所管行政庁は、耐震診断の結果において、耐震性が不十分な建築物の所有者に対して、定期的に耐震改修等の指導及び助言を実施し、指導等に従わない者に対しては、必要な指示を行います。

勧告・命令

- ・所管行政庁は、指導、助言、指示等を行ったにかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかった場合には、建築基準法に基づく勧告や命令を特定行政庁、限定特定行政庁と連携して行います。

② 指示対象建築物

- ・特定既存耐震不適格建築物で地震に対する安全性の向上が特に必要な建築物（以下「指示対象建築物」という。）に対しては、所管行政庁は、必要な指示をすることができます。（法第 15 条第 2 項）

対象建築物の周知

- ・所管行政庁は、指示対象建築物（表 4.2）の所有者に対しては、所有建築物が当該建築物である旨の周知を図ります。

耐震改修の指示

- ・所管行政庁は、指示対象建築物の所有者に対して、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行います。

勧告・命令

- ・所管行政庁は、指示等を行ったにかかわらず、所有者が必要な対策を取らなかった場合には、建築基準法に基づく勧告や命令を特定行政庁、限定特定行政庁と連携して行います。

③ 指導・助言対象建築物

- ・所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改修及び耐震診断の適確な実施を確保する必要があると認めるときは、必要な指導及び助言を行います。（法第 15 条第 1 項）

耐震改修の指導・助言

- ・所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震改修及び耐震診断の適確な実施を確保する必要があると認めるときは、必要な指導及び助言を行います。（法第 16 条第 2 項）

表 4.3-耐震改修促進法における規制対象一覧(法第 16 条を除く)

※旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物※の要件
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ床面積3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数3以上かつ床面積1,000㎡以上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ床面積1,000㎡以上	階数1以上かつ床面積2,000㎡以上	階数1以上かつ床面積5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ床面積1,000㎡以上	階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ床面積1,000㎡以上	階数2以上かつ床面積2,000㎡以上	階数2以上かつ床面積5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ床面積500㎡以上	階数2以上かつ床面積750㎡以上	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ床面積1,000㎡以上	階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左と同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災上重要な建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

第5章 その他関連する施策等

① 県有施設及び市町村有施設の耐震化状況の公表

一定規模以上の庁舎・県立学校・県立病院等の県有施設については、耐震診断の結果及び整備計画の実施状況について公表を行います。その他の県有建築物についても、耐震診断を行った場合は公表を行います。

また、各市町村の所有する公共建築物については、各市町村耐震改修促進計画において、その対象を明記し、耐震化の状況等を公表するものとします。

② 耐震改修促進法における各種認定の実施

県始め所管行政庁は、建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、法における以下の認定について、県民に対して広く周知し、申請を受理した場合は、耐震評価を行う専門機関と連携し、適切かつ速やかに認定事務を進めていきます。

■耐震改修計画認定（17条認定）

既存耐震不適格建築物を耐震改修に伴う増改築工事を行う場合、耐震関係規定等に適合させれば、当該増改築工事後も、引き続き既存不適格建築物として取り扱うことができます。

また、認定を取得することで、容積率や建蔽率の緩和を受けることができます。

■基準適合認定（22条認定）

新耐震、旧耐震の別や用途、規模等に関わらず、全ての建築物に対し、耐震関係規定等に適合している場合、当該建築物が地震に対する安全性が確保されている旨の表示を付することができます。

■要耐震改修認定(25条認定)

分譲マンションなどの区分所有建築物は、共用部分の変更に該当する場合、区分所有法において、区分所有者の4分の3以上の多数による集会の決議を経る必要があるところ、耐震性が不十分だと認定を受けた区分所有建築物は、決議要件を2分の1以上の多数として耐震改修を行うことができます。

③ ブロック塀等の安全対策

地震により「ブロック塀等が倒壊すると、死傷者が発生したり、道路を閉塞したりするおそれがあり、避難や救援活動にも支障をきたすことになります。このため、倒壊の危険性があるブロック塀等について、県と市町村及び建築関係団体が連携してパトロールを実施し、危険なブロック塀等の解消に向けた指導助言等の取組を行っていきます。

また、パンフレットや点検チェック用のチラシなどを、ウェブページへの掲載や、市町村への窓口で配布することで危険なブロック塀等の対策の重要性の周知を行っていきます。県では、民間ブロック塀等に対する除却費等補助制度を設け、危険なブロック塀等の除却を進めるために、市町村と連携して取り組んでいきます。

その他、県内の一部の市町村では、ブロック塀等を生け垣に替えるなど、緑化を推進し環境保全を図ることや想定される地震被害の軽減を図るなどの合理的な方法に対して、補助金による支援を行っています。

④ 土砂災害等に対する住宅・建築物の安全対策

地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊する等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地を始めとする土砂災害特別警戒区域や災害危険区域では、住宅・建築物への土砂被害を防止するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」による移転や、「土砂災害対策改修費補助事業」による住宅・建築物の改修による安全対策を促進していきます。

さらに、県は、大地震等が発生した場合に、大きな被害が生じる可能性がある大規模盛土造成地について、市町村が実施する安全性把握調査を支援していきます。また、当該調査の結果、滑動崩落等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるおそれの大きいことが判明した造成宅地の区域については、法令に基づいて「造成宅地防災区域」の指定を検討していきます。

⑤ 津波災害に対する住宅・建築物の安全対策

東北地方太平洋沖地震では、地震による住宅や建築物の倒壊によって、負傷したり、避難経路を閉塞されたことで、津波から逃げ切れなかった事例が多くみられました。このことから、津波から逃げるためには、まず、地震による住宅や建築物の倒壊を防ぐ必要があります。そのためにも、住宅や建築物の耐震化を進めていく必要があります。

また、県は「津波防災地域づくり法」に基づき、南海トラフで発生が予測される最大クラスの津波を対象とした「津波浸水想定」を設定・公表し、その範囲を住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、津波による人的被害を防止することを目的とした「津波災害警戒区域」を指定しています。

当該区域は、建築や開発に関する制限等は設けられていませんが、この区域内においては、津波から命を守ることができるよう、市町村による「津波ハザードマップ」の作成、避難施設の確保、警戒態勢の整備等を進めていきます。

⑥ 宅地の液状化に対する住宅・建築物の安全対策の周知

東北地方太平洋沖地震においては、震源から遠く離れた東京湾周辺でも地盤の液状化現象が発生し、多くの住宅や道路などで地盤沈下等の被害がみられました。

本県の本県三川下流・西三河南部、東三河南部に広がる「ゼロメートル地帯」では、液状化危険度の高いエリアが広がっており、大規模地震時等における液状化被害が懸念されるため、「液状化ハザードマップ」による危険度の高い地域の周知や、宅地における液状化対策方法等に関する情報について広く普及啓発を進めていきます。

また、よりわかりやすく効果の高い啓発方法等として、国において、社会インフラの状況なども総合的に取り込んだ「液状化ハザードマップの高度化」が推奨されており、関係部局と連携して、市町村との情報共有に取り組んでいきます。

その他、これらの地域は、津波や風水害も受けやすいことから、様々な災害の被害を軽減するため、屋根瓦の緊結方法等の住宅・建築物の安全対策について、広く啓発していきます。

⑦ 超高層建築物等における長周期地震動対策の周知

東北地方太平洋沖地震においては、首都圏や大阪湾岸の超高層建築物で大きな揺れが観測されました。この要因である長周期かつ長時間継続する地震動（以下、「長周期地震動」という。）に対して、国は、高さが60mを越える建築物及び地上4階建て以上の免震建築物（以下「超高層建築物等」という。）を新築する場合や、既存の超高層建築物等の場合の対策方法を示しております。

県の一部の地域がこの対策を必要とする対象地域に該当していることから、県は、建築物の所有者に対し、国が示す対策や支援制度について、特定行政庁と連携して広く周知等を行っていきます。

⑧ 2000（平成12）年以前に建てられた新耐震基準住宅の安全対策の周知

住宅・建築物は、劣化箇所等の適切な補修・修繕をしていくことで耐震性能を維持していくことが重要です。耐震性能を有するとされる住宅についても、定期的な点検を実施することを推奨していきます。

また、熊本地震においては、震度7を2度観測した益城町中心部において、新耐震基準の導入以降の木造住宅であっても、接合部の仕様が不十分であった住宅に倒壊がみられました。

国は、接合部の仕様の明確化が規定された2000（平成12）年の建築基準法改正以前に建築された木造住宅に対する耐震性を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」を示すとともに、リフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨しております。県は、市町村と連携して、この検証法の周知等を行っていきます。

⑨ 南海トラフ地震臨時情報の周知と住宅の耐震化の普及啓発

気象庁において、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、その情報に依りて、国民は適切な防災対応を取る必要があります。

本県から離れた、南海トラフの西側で M8 以上の大規模地震が発生した場合（半割れケース）等では、後発の大規模な地震に備える必要があります。耐震性が不十分な住宅の居住者は、1 週間程度の間、避難を検討する必要があるため、いざという時に慌てない様にあらかじめ、住宅を耐震化しておくことも重要です。

県は、平時から、南海トラフ地震臨時情報の制度や、臨時情報が発表された際の地震への備えなどに加えて、住宅の耐震化の重要性について、県民に対して、広く周知しつつ、住宅の耐震化の促進について取り組みます。

第6章 計画達成に向けて

6-1 取組・施策等の進捗状況のフォローアップ

本計画で掲げた目標を達成するために、本計画に記載した取組や施策等（耐震診断事業や耐震改修費補助事業などの支援事業、人材育成事業、普及啓発事業など）の実績の進捗状況の確認、フォローアップを行います。

なお、本計画による各種取組の進捗状況については、所管行政庁や市町村及び関係部局等との連絡・協議体制を活用して年度ごとに行います。

進捗状況を踏まえ、必要に応じて、計画達成に向けて必要な取組を検討・実施していきます。

6-2 計画の見直し

本計画の中間時（2025（令和7）年）において、目標の達成状況及び耐震化の進捗状況の確認を行います。あわせて、社会情勢の変化や関連計画等の整合性なども踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

参考資料

目次

参考－1	愛知県における地震被害の想定	・・・・・・・・・・	48
参考－2	関係法令		
1	建築物の耐震改修の促進に関する法律	・・・・・・・・・・	52
2	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	・・・・・・・・・・	63
3	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	・・・・・・・・・・	69
4	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	・・・・・・・・・・	81
5	愛知県地震防災推進条例（抜粋）	・・・・・・・・・・	98
6	建築基準法（抜粋）	・・・・・・・・・・	100
7	建築基準法施行令（抜粋）	・・・・・・・・・・	100

参考－Ⅰ 愛知県における地震被害の想定

平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議地震部会平成 26 年 5 月）（以下、「被害予測調査結果」という。）を参考

Ⅰ 東海地震・東南海地震・南海地震等における被害の予測について

今後の効果的な防災・減災対策の推進を目的として、以下の2つのモデルの地震の規模及び被害が想定されています。

- ・「過去地震最大モデル」 南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定したモデル
- ・「理論上最大想定モデル」南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定したモデル

被害予測調査結果において、「過去地震最大モデル」の被害想定に対して、減災対策による効果が想定されています。

なお、「理論上最大想定モデル」は、本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものです。

2 過去地震最大モデルによる想定

〔震度分布〕

愛知県の平野部や半島部において、広い範囲にわたり震度6強以上の強い揺れ、一部の地域で震度7の非常に強い揺れが想定されています。（次頁参照）

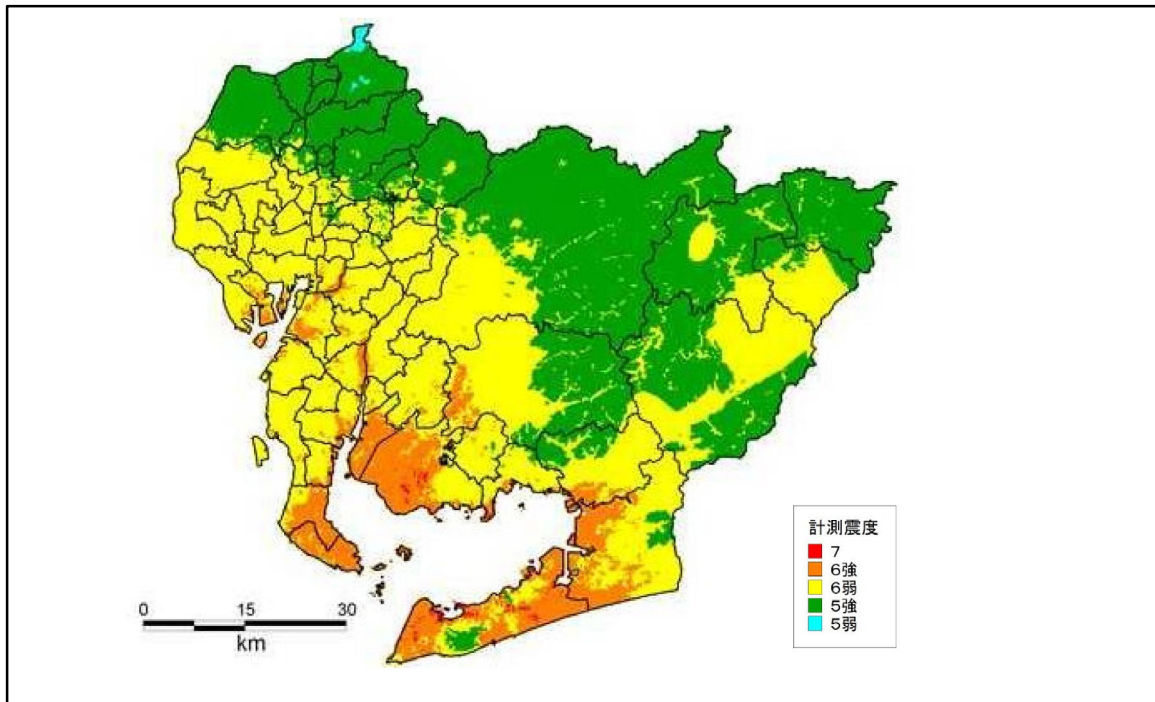
〔液状化〕

尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がることが想定されています。（次頁参照）

表 参考 1.1-震度、浸水想定域等の想定結果

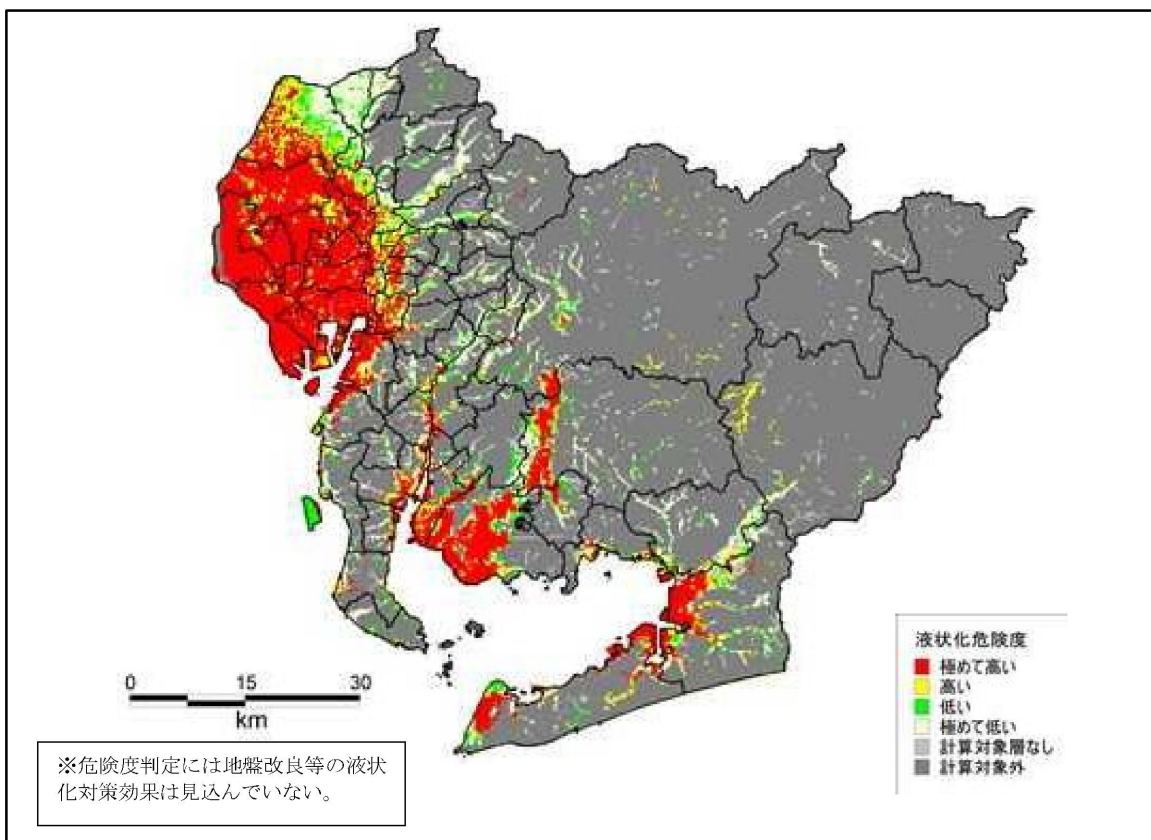
震度	震度7 : 7市町 震度6強: 21市町村 震度6弱: 22市町村 震度5強: 4市町
津波高(最大)	10.2m(田原市(渥美半島外海))
津波到達時間(最短)	9分(豊橋市(渥美半島外海)) ※津波高30cm
浸水想定域 (浸水深1cm以上)	約26,500ha

図 参考 1.1-過去地震最大想定モデルによる「震度分布」の想定



出典:「平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」(平成 26 年 5 月)

図 参考 1.2-過去地震最大想定モデルによる「液状化危険度分布」の想定



出典:「平成 23 年度～25 年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」(平成 26 年 5 月)

表 参考 1.2-建物被害の想定（冬・夕方 18 時）

（単位：棟）

揺れによる全壊	液状化による全壊	浸水・津波による全壊	急傾斜地崩壊等による全壊	地震火災による焼失	合計
約 47,000	約 16,000	約 8,400	約 600	約 23,000	約 94,000

注：端数処理のため合計が各数値の和に一致しない。

表 参考 1.3-人的被害の想定（冬・深夜 5 時）

（単位：人）

建物倒壊等による死者 (うち屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物)	浸水・津波による死者		急傾斜地崩壊等による死者	地震火災による死者	合計		
	(うち自力脱出困難)	(うち逃げ遅れ)					
約 2,400	約 200	約 3,900	約 800	約 3,100	約 50	約 90	約 6,400

注：端数処理のため合計が各数値の和に一致しない。

表 参考 1.4-生活への影響

避難者 (避難者数)	1 日後	避難所	約 377,000 人
		避難所外	約 341,000 人
		合計	約 718,000 人
	1 週間後	避難所	約 799,000 人
		避難所外	約 748,000 人
		合計	約 1,547,000 人
	1 カ月後	避難所	約 298,000 人
		避難所外	約 832,000 人
		合計	約 1,130,000 人
帰宅困難者 (平日 12 時)	外出者数	約 3,226,000 人	
	帰宅困難者数	約 858,000 人 ～約 930,000 人	
物資不足	飲料水不足	1～3 日目の計	約 13,000 トン
		4～7 日目の計	約 245,000 トン
	食料不足	1～3 日目の計	約 214 万食
		4～7 日目の計	約 791 万食
	毛布不足		約 45 万枚
	医療機能支障 不足数	入院対応	約 6,300 人
外来対応		約 5,100 人	

〔経済被害額〕

直接的経済被害額は約 13.86 兆円、間接的経済被害額は約 3.0 兆円と想定されています。

3 減災効果の想定

建物の耐震化や津波避難対策等の以下の対策の実施によって、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定されています。

以下に対策項目と減災効果を掲載します。

〔対策項目〕

- 建物の耐震化率 100%の達成
- 家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成
- 全員が発災後すぐに避難開始
- 既存の津波避難ビルの有効活用

〔減災効果〕

上記対策による建物・人的・経済被害に対する減災効果を以下に示します。

表 参考 1.5-建物被害に対する減災効果（過去地震最大モデル）

	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟（約6割減）

注：全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

表 参考 1.6-人的被害に対する減災効果（過去地震最大モデル）

	対策前	対策後
死者数	約 6,400 棟	約 1,200 棟（約8割減）
うち建物倒壊等による死者	約 2,400 棟	約 700 棟（約7割減）
うち浸水・津波による死者	約 3,900 棟	約 300 棟（約9割減）
（うち自力脱力困難）	約 800 棟	約 200 棟（約8割減）
（津波からの逃げ遅れ）	約 3,100 棟	約 200 棟（約9割減）

注：端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。

表 参考 1.7-経済被害額に対する減災効果（過去地震最大モデル）

	対策前	対策後
経済被害額（直接被害額）	約 13.86 兆円	約 11.25 兆円（約2割減）

参考－２ 関係法令

Ⅰ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ること

とが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
(市町村耐震改修促進計画)
- 第六条** 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
 - 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
 - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
 - 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
 - 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
 - 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
 - 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
 - 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
 - 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
 - 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
 - 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
 - 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）
- 第十八条** 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなると認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第七章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条 に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 債務保証業務及びこれに附帯する業務

二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
- 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について 準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について 準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三

条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則（平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一七年七月六日法律第八二号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年十一月七日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（処分、手続等に関する経過措置）
- 第二条** この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
- 第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）
- 第四条** 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）
- 第五条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年五月二九日法律第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）

第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正）

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年12月22日政令第429号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和三十九年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上

ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第四号に該当する増築又は改築の工事
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)
 - イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
 - ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万个
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成八年三月三十一日政令第八七号) 抄

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年八月二十九日政令第二七四号)

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年九月一日）から施行する。

附 則 (平成十一年一月一三日政令第五号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 (平成十一年一〇月一日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十四号。以下「法」という。）の施行の日（平成十二年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

(許認可等に関する経過措置)

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、施行日において特別区の区長その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるもののほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則 (平成十一年十一月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附 則 (平成一八年一月二五日政令第八号)

この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一〇月九日政令第二九四号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二六年一二月二四日政令第四一二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二七年一二月一六日政令第四二一号）

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一七日政令第四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年一二月三〇日政令第三二三号）

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

3 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年12月25日建設省令第28号）

（令第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物は、国又は地方公共団体が大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として防災に関する計画等に定めたものとする。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路）

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第二号に定める事項を記載しようとする場合にあっては当該都道府県知事が、市町村が法第六条第三項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第一号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては当該市町村長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

（令第四条の国土交通省令で定める場合）

第三条 令第四条の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離によることが不相当である場合として、知事等（その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。）にあっては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物（都道府県計画道路沿道建築物を除く。）にあっては市町村長をいう。次条において同じ。）が規則で定める場合とする。

（令第四条の国土交通省令で定める距離）

第四条 令第四条の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。

（令第四条第二号の国土交通省令で定める長さ及び距離）

第四条の二 令第四条第二号の国土交通省令で定める長さは、第三条の規則で定める場合において、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において知事等が規則で定める長さとする。

2 令第四条第二号の国土交通省令で定める距離は、第三条の規則で定める場合において、二メートル以上の範囲において知事等が規則で定める距離とする。

（要安全確認計画記載建築物の耐震診断及びその結果の報告）

第五条 法第七条の規定により行う耐震診断は、次の各号のいずれかに掲げる者に行わせるものとする。

一 一級建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）、二級建築士（同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）又は木造建築士（同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。）（国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る。）であり、かつ、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であって、次条から第八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（木造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては木造耐震診断資格者講習、鉄骨造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習又は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に限る。以下「登録資格者講習」という。）を修了した者（建築士法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について耐震診断を行わせる場合にあっては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。以下「耐震診断資格者」という。）

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

2 前項の耐震診断は、技術指針事項（法第十二条第一項に規定する技術指針事項をいう。）に適合したものでなければならない。

3 法第七条の規定による報告は、別記第一号様式による報告書を提出して行うものとする。ただし、所管行政庁が規則により別記第一号様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあっては、当該様式による報告書によるものとする。

4 法第七条の規定による報告は、前項の報告書に、耐震診断の結果を所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて行わなければならない。

（耐震診断資格者講習の登録の申請）

第六条 前条第一項第一号の登録は、登録資格者講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 前条第一項第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 前条第一項第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 講習事務を開始しようとする年月日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
- 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款及び登記事項証明書
 - ロ 株主名簿又は社員名簿の写し
 - ハ 申請に係る意思の決定を証する書類
 - ニ 役員（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 講師が第八条第一項第三号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
- 四 登録資格者講習の受講資格を記載した書類、講習の種類ごとの科目の実施に関する計画その他の講習事務の実施の方法に関する計画（第八条第一項第四号において「実施計画」という。）を記載した書類
- 五 講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 六 前条第一項第一号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格事項）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第五条第一項第一号の登録を受けることができない。

- 一 法又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項に規定する建築基準法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第十七条の規定により第五条第一項第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第八条 国土交通大臣は、第六条第一項の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士であることを受講資格とすること。
- 二 第十条第三号の表の上欄に掲げる講習の種類のもので、同欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に掲げる科目について講習が行われること。
- 三 次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。
 - イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目その他の講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は建築物の構造に関する科目その他の講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
 - ロ 建築物の構造に関する分野その他の講習事務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、当該分野について高度の専門的知識を有する者
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 四 実施計画が第十条の規定に違反しないこと。
- 五 耐震診断を業として行っている者（以下この号において「耐震診断業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 第六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、耐震診断業者がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員に占める耐震診断業者の役員又は職員（過去二年間に当該耐震診断業者の役員又は職員であつた者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が耐震診断業者の役員又は職員であること。

2 第五条第一項第一号の登録は、耐震診断資格者登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 講習事務を開始する年月日

3 国土交通大臣は、耐震診断資格者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（登録の更新）

第九条 第五条第一項第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）

第十条 講習実施機関は、公正に、かつ、第八条第一項第一号から第三号までに掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

- 一 登録資格者講習を毎年一回以上行うこと。
- 二 登録資格者講習は、講義により行うこと。
- 三 講義は、次の表の上欄に掲げる講習の種類のもので、同欄に掲げる区分に応じて同表の中欄に掲げる科目について行い、かつ、各科目ごとに同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

講習の種類	科目	時間
木造耐震診断資格者講習	建築物の耐震診断総論	一時間
	木造の建築物の耐震診断の方法	二時間三〇分
	例題演習	一時間
鉄骨造耐震診断資格者講習	建築物の耐震診断総論	一時間
	鉄骨造の建築物の耐震診断の方法	三時間
	例題演習	二時間
鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習	建築物の耐震診断総論	一時間
	鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法	三時間
	例題演習	二時間
鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習	建築物の耐震診断総論	一時間
	鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の耐震診断の方法	三時間
	例題演習	二時間

四 講義は、前号の表の中欄に掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。

五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。

六 登録資格者講習を実施する日時、場所その他の登録資格者講習の実施に関し必要な事項を公示すること。

七 講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者については、申請により、第三号の表の中欄に掲げる科目のうち国土交通大臣が定めるものを免除すること。

八 不正な受講を防止するための措置を講ずること。

九 登録資格者講習の課程を修了した者に対し、別記第二号様式による修了証明書（以下単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第十一条 講習実施機関は、第八条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、第十七条の規定により登録を取り消す場合を除き、当該変更があった事項を耐震診断資格者登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

（講習事務規程）

第十二条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 講習事務を行う時間及び休日に関する事項

二 講習事務を行う事務所及び登録資格者講習の実施場所に関する事項

三 登録資格者講習の受講の申込みに関する事項

四 登録資格者講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

五 登録資格者講習の日程、公示方法その他の登録資格者講習の実施の方法に関する事項

六 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

七 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

八 講習事務に関する公正の確保に関する事項

九 不正受講者の処分に関する事項

十 第十八条第三項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十一 その他講習事務に関し必要な事項

（講習事務の休廃止）

第十三条 講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録資格者講習の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

- 第十四条** 講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
- 2** 登録資格者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
 - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求
 - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3** 前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
（適合命令）
- 第十五条** 国土交通大臣は、講習実施機関が第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（改善命令）
- 第十六条** 国土交通大臣は、講習実施機関が第十条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（登録の取消し等）
- 第十七条** 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一 第七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
 - 二 第十一条から第十三条まで、第十四条第一項又は次条第一項、第三項若しくは第四項の規定に違反したとき。
 - 三 正当な理由がないのに第十四条第二項各号に掲げる請求を拒んだとき。
 - 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
 - 五 第十九条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 不正の手段により第五条第一項第一号の登録を受けたとき。
- （帳簿の記載等）
- 第十八条** 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- 一 登録資格者講習の実施年月日
 - 二 登録資格者講習の実施場所
 - 三 講義を行った講師の氏名並びに当該講師が講義において担当した科目及びその時間
 - 四 受講者の氏名、生年月日及び住所
 - 五 修了証明書の交付の年月日及び証明書番号
- 2** 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。
- 3** 講習実施機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
- 4** 講習実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録資格者講習を実施した日から三年間保存しなければならない。
- 一 登録資格者講習の受講申込書及び添付書類
 - 二 講義に用いた教材
- （報告の徴収）
- 第十九条** 国土交通大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。
（公示）
- 第二十条** 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
- 一 第五条第一項第一号の登録をしたとき。
 - 二 第十一条第一項の規定による届出があったとき。
 - 三 第十三条の規定による届出があったとき。
 - 四 第十七条の規定により第五条第一項第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(法第八条第二項 の規定による公表の方法)

第二十一条 法第八条第二項 の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 法第八条第一項 の規定による命令に係る要安全確認計画記載建築物の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 三 第一号の命令をした年月日及びその内容

(法第九条 の規定による公表の方法)

第二十二条 法第九条 の規定による公表は、法第七条 の規定による報告について、次に掲げる事項を、同条 各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物ごとに一覧できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要
- 二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第二十三条 法第十条第一項 の規定により都道府県が負担する費用の額は、法第七条第二号 に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は市町村の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

2 法第十条第二項 の規定により市町村が負担する費用の額は、法第七条第三号 に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は都道府県の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

(身分証明書の様式)

第二十四条 法第十三条第二項 の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第三号様式によるものとする。

(令第六条第三項 の規定による階数及び床面積の合計)

第二十五条 令第六条第三項 の規定による同条第二項 各号に定める階数は、同項 各号のうち当該建築物が該当する二以上の号に定める階数のうち最小のものとし、同条第三項 の規定による同条第二項 各号に定める床面積の合計は、当該二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

(令第八条第三項 の規定による床面積の合計)

第二十六条 令第八条第三項 の規定による同条第二項 第一号 から第三号 までに定める床面積の合計は、これらの号のうち当該建築物が該当する二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

(身分証明書の様式)

第二十七条 法第十五条第五項 において準用する法第十三条第二項 の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第四号様式によるものとする。

(計画の認定の申請)

第二十八条 法第五条第三項 第一号 の耐震関係規定（第三十三条第一項において「耐震関係規定」という。）に適合するものとして法第十七条第三項 の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類		明示すべき事項
(い)	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
		配置図
	各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の位置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		壁及び筋かいの位置及び種類
		通し柱及び開口部の位置
	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造	
	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	

		申請に係る建築物が建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十八条の二（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の四の二に規定する基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物である場合であって、当該建築物について、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う同令第百三十七条の四の三第三号に規定する措置
	基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法
	各階床伏図	
	小屋伏図	
	構造詳細図	
(ろ)	構造計算書	一 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表三の（一）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 二 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（二）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 三 建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算により安全性を確かめた建築物の場合 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（三）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項 四 建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算により安全性を確かめた建築物 建築基準法施行規則第一条の三第一項の表三の（四）項に掲げる構造計算書に明示すべき事項

2 法第十七条第三項第一号 の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項 の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については別記第五号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第六号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については別記第五号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書及び当該計画が法第十七条第三項第一号 の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該計画が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

建築物等	明示すべき事項
木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物の木造の構造部分	各階の張り間方向及びけた行方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組の水平力に対する耐力及び靱性並びに配置並びに地震力、建築物の形状及び地盤の種類を考慮して行った各階の当該方向の耐震性能の水準に係る構造計算
木造の構造部分を有しない建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物の木造以外の構造部分	各階の保有水平耐力及び各階の靱性、各階の形状特性、地震の地域における特性並びに建築物の振動特性を考慮して行った各階の耐震性能の水準に係る構造計算並びに各階の保有水平耐力、各階の形状特性、当該階が支える固定荷重と積載荷重との和（建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたもの）、地震の地域における特性、建築物の振動特性、地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布及び建築物の構造方法を考慮して行った各階の保有水平耐力の水準に係る構造計算

3 法第十七条第三項第三号 に掲げる基準に適合するものとして同項 の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は前項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第七号様式の正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号 イ及びロに掲げる図書及び書類を、同条第七項 の規定に基づき特定行政庁（建築基準法第二条第三十五号 に規定する特定行政庁をいう。以下第五項及び第六項において同じ。）が規則で同法第六条第一項 の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

4 法第十七条第三項第四号 に掲げる基準に適合するものとして同項 の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第八号様式による正本及び副本に、それぞれ、次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
各階平面図	工事の計画に係る柱、壁又ははり及び第六条第二項に掲げる装置の位置
構造詳細図	工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造及び材料の種別
構造計算書	応力算定及び断面算定

- 5 法第十七条第三項第五号 に掲げる基準に適合するものとして同項 の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第九号様式による正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号 イ及びロに掲げる図書及び書類を、同条第七項 の規定に基づき特定行政庁が規則で同法第六条第一項 の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
- 6 法第十七条第三項第六号 に掲げる基準に適合するものとして同項 の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の認定の申請書の正本及び副本並びに別記第十号様式による正本及び副本に、それぞれ、建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号 イ及びロに掲げる図書及び書類を、同条第七項 の規定に基づき特定行政庁が規則で同法第六条第一項 の申請書に添えるべき図書を定めた場合においては当該図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
- 7 法第十七条第十項 の規定により建築基準法第六条第一項 又は第十八条第三項 の規定による確認済証の交付があったものとみなされるものとして法第十七条第三項 の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、第一項又は第二項の申請書の正本及び副本に、建築基準法第六条第一項 の規定による確認の申請書又は同法第十八条第二項 の規定による通知に要する通知書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。
- 8 前七項に規定する図書は併せて作成することができる。
- 9 高さが六十メートルを超える建築物に係る法第十七条第三項 の計画の認定の申請書にあっては、第一項の表の(ろ)項の規定にかかわらず、同項に掲げる図書のうち構造計算書は、添えることを要しない。この場合においては、建築基準法第二十条第一号 の認定に係る認定書の写しを添えるものとする。
- 10 第三項の認定の申請書にあっては、建築基準法第二十条第一号 の認定に係る認定書の写しを添えた場合には、建築基準法施行規則第一条の三第一項 の表一の(は)項及び同項 の表三の(ろ)欄に掲げる構造計算書を添えることを要しない。
- 11 所管行政庁は、前十項の規定にかかわらず、規則で、前十項に掲げる図書の一部を添えることを要しない旨を規定することができる。
(計画の記載事項)
- 第二十九条** 法第十七条第二項第五号 の国土交通省令で定める事項は、建築物の建築面積及び耐震改修の事業の実施時期とする。
(認定通知書の様式)
- 第三十条** 所管行政庁は、法第十七条第三項 の規定により計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
- 2 前項の通知は、別記第十一号様式による通知書に第二十八条の申請書の副本を添えて行うものとする。
(法第十七条第三項第四号 の国土交通省令で定める防火上の基準)
- 第三十一条** 法第十七条第三項第四号 ロ(1)の国土交通省令で定める防火上の基準は、次のとおりとする。
- 一 工事の計画に係る柱、壁又ははり及び建築基準法施行令第一条第五号 に規定する準不燃材料で造られ、又は覆われていること。
 - 二 次のイからハマまでに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造であること。
 - イ 建築基準法施行令第三章第八節第二款 に規定する荷重及び外力によって構造耐力上主要な部分(工事により新たに設けられる柱及び耐力壁を除く。)に長期に生ずる力を計算すること。
 - ロ イの構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期の応力度を建築基準法施行令第八十二条第二号 の表の長期に生ずる力の項に掲げる式によって計算すること。ただし、構造耐力上主要な部分のうち模様替を行う柱又ははりについては、当該模様替が行われる前のものとして、同項に掲げる式により、当該模様替が行われる前の当該柱又ははりの断面に生ずる長期の応力度を計算すること。
 - ハ ロによって計算した長期の応力度が、建築基準法施行令第三章第八節第三款 の規定による長期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。
- 2 法第十七条第三項第四号 ロ(2)の国土交通省令で定める防火上の基準は、工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災の発生を有効に感知し、かつ、工事の計画に係る建築物を常時管理する者が居る場所に報知することができる装置が設けられていることとする。
(法第十八条第一項 の国土交通省令で定める軽微な変更)
- 第三十二条** 法第十八条第一項 の国土交通省令で定める軽微な変更は、計画の認定を受けた計画に係る耐震改修の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。
(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請)

第三十三条 耐震関係規定に適合するものとして法第二十二条第二項 の認定を受けようとする建築物について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、別記第十二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次の各号のいずれかに掲げる図書及び当該建築物が耐震関係規定に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるものを添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

- 一 第二十八条第一項の表の(ろ)項に掲げる図書及び次の表に掲げる図書
- 二 国土交通大臣が定める書類

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	擁壁の位置その他安全上適当な措置
	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
各階平面図	縮尺及び方位
	壁及び筋かいの位置及び種類
	通し柱及び開口部の位置
基礎伏図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の材料の種別及び寸法
各階床伏図	
小屋伏図	
構造詳細図	

2 法第二十二条第二項 の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項 の認定を受けようとする建築物について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、次の各号のいずれかに掲げる方法により、これをしなければならない。

一 木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については別記第十三号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第六号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については別記第十三号様式に、それぞれ、第二十八条第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書及び当該建築物が法第二十二条第二項 の国土交通大臣が定める基準に適合していることを所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の当該建築物が当該基準に適合していることを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて、これらを所管行政庁に提出すること。

二 別記第十二号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、国土交通大臣が定める書類及び当該申請に係る建築物が法第二十二条第二項 の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類として所管行政庁が規則で定めるものを添えて、これらを所管行政庁に提出すること。

3 所管行政庁は、前二項の規定にかかわらず、規則で、前二項に掲げる図書の一部を添えることを要しない旨を規定することができる。

(認定通知書の様式)

第三十四条 所管行政庁は、法第二十二条第二項 の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記第十四号様式による通知書に前条の申請書の副本を添えて行うものとする。

(表示等)

第三十五条 法第二十二条第三項 の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

2 法第二十二条第三項 に規定する表示は、別記第十五号様式により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第三十六条 法第二十四条第二項 において準用する法第十三条第二項 の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十六号様式によるものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請)

第三十七条 法第二十五条第二項 の認定を受けようとする区分所有建築物について同条第一項 の規定により認定の申請をしようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については別記第十七号様式による申請書の正本及び副本並びに別記第六号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については別記第十七号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書又は書類を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

一 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第十八条第一項（同法第六十六条 において準用する場合を含む。）の規定により当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し（同法第十八条第二項 の規

定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類)

- 二 第二十八条第二項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じて同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書
- 三 当該区分所有建築物が法第二十五条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを所管行政庁が適切であると認める者が証する書類その他の当該区分所有建築物が当該基準に適合していないことを証するものとして所管行政庁が規則で定める書類

2 所管行政庁は、前項の規定にかかわらず、規則で、前項第二号に掲げる構造計算書を添えることを要しない旨を規定することができる。

(認定通知書の様式)

第三十八条 所管行政庁は、法第二十五条第二項の規定により認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記第十八号様式による通知書に前条の申請書の副本を添えて行うものとする。

(身分証明書の様式)

第三十九条 法第二十七条第五項において準用する法第十三条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第十九号様式によるものとする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例を受けるための特定優良賃貸住宅の入居者を確保することができない期間)

第四十条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、三月とする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例に係る特定優良賃貸住宅の賃貸借の期間)

第四十一条 法第二十八条第二項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

(法第三十四条第一号の国土交通省令で定める金融機関)

第四十二条 法第三十四条第一号の国土交通省令で定める金融機関は、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、銀行、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会とする。

(債務保証業務規程で定めるべき事項)

第四十三条 法第三十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 被保証人の資格
- 二 保証の範囲
- 三 保証の金額の合計額の最高限度
- 四 一被保証人についての保証の金額の最高限度
- 五 保証契約の締結及び変更に関する事項
- 六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
- 七 保証債務の弁済に関する事項
- 八 求償権の行使方法及び償却に関する事項
- 九 業務の委託に関する事項

(事業計画等の認可の申請)

第四十四条 耐震改修支援センター（以下「センター」という。）は、法第三十七条第一項前段の規定により支援業務に係る事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添え、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表
- 三 前二号に掲げるもののほか、支援業務に係る収支予算の参考となる書類

(事業計画等の変更の認可の申請)

第四十五条 センターは、法第三十七条第一項後段の規定により支援業務に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第四十六条 センターは、法第三十七条第二項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

(区分経理の方法)

第四十七条 センターは、法第三十八条各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

2 センターは、法第三十八条第一号及び第二号に掲げる業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(帳簿)

第四十八条 法第三十九条第一項の支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十四条第一号に掲げる債務の保証（以下「債務の保証」という。）の相手方の氏名及び住所
 - 二 債務の保証を行った年月日
 - 三 債務の保証の内容
 - 四 その他債務の保証に関し必要な事項
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十九条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
- 3 センターは、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
（書類の保存）
- 第四十九条** 法第三十九条第二項の支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。
- 一 債務の保証の申請に係る書類
 - 二 保証契約に係る書類
 - 三 弁済に係る書類
 - 四 求償に係る書類
- 2 前項に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じセンターにおいて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項の書類に代えることができる。
- 3 センターは、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。
（身分証明書の様式）
- 第五十条** 法第四十一条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第二十号様式によるものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成七年十二月二十五日）から施行する。

（令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件）

第二条 令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件は、同条第一項第二号イからホまでのうち当該建築物が該当する二以上の同号イからホまでに定める階数のうち最小のもの以上であり、かつ、同号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ、当該二以上の同号イからホまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の同号イからホまでに定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計以上であることとする。

（準用）

第三条 第五条第一項及び第二項の規定は、法附則第三条第一項の規定により行う耐震診断について、第五条第三項及び第四項の規定は、法附則第三条第一項の規定による報告について、第二十一条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第二項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第九条の規定による公表について準用する。この場合において、第五条第三項中「別記第一号様式」とあるのは「別記第二十一号様式」と、第二十一条第一号中「法第八条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項」と、同号及び同条第二号並びに第二十二条第一号及び第二号中「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、同条中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と、「同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物の用途」と読み替えるものとする。

（身分証明書の様式）

第四条 法附則第三条第三項において準用する法第十三条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記第二十二号様式によるものとする。

附 則 （平成九年十一月六日建設省令第一六号）

この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日（平成九年十一月八日）から施行する。

附 則 （平成十一年四月二六日建設省令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十一年五月一日）から施行する。

附 則 （平成十二年一月三十一日建設省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成十二年二月一四日建設省令第一一号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年五月三十一日建設省令第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月二〇日建設省令第四一号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年一月二七日国土交通省令第一二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。

附 則（平成一五年三月一〇日国土交通省令第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

附 則（平成一五年一月一八日国土交通省令第一一六号）

この省令は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年十二月十九日）から施行する。

附 則（平成一七年五月二七日国土交通省令第五九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附 則（平成一八年一月二五日国土交通省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二九日国土交通省令第九六号）

この省令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。ただし、第一条中別記第三十六号の二の四様式の改正規定は平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月二八日国土交通省令第二〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月一九日国土交通省令第六七号）

この省令は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月二十日）から施行する。

附 則（平成二五年一〇月九日国土交通省令第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前に要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が耐震診断を行わせた場合には、第五条第一項（附則第三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物の所有者が第五条第一項各号に掲げる者に耐震診断を行わせたものとみなす。

附 則（平成二七年一月二九日国土交通省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成三〇年十一月三〇日国土交通省令第八六号)

この省令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成三十一年一月一日)から施行する。

附 則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月三十一日国土交通省令第二二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示 184 号(平成 30 年改正))

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においては堺に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針(平成 17 年 9 月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成二十六年三月中央防災会議決定)において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかにを行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用するべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物(以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項(法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条(法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。)第 22 条(規則附則第 3 条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては

同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合には、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同

じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携をされるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成27年12月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸(約18パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物(以下「多数の者が利用する建築物」という。)については、約42万棟のうち、約6万棟(約15パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を95パーセントとするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸(うち耐震改修は約130万戸)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約4万棟(うち耐震改修は約3万棟)とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約2倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第323号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2のうち、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第5条第3項第1号及び第2号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第5条第3項第2号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、規則第4条の2の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修

の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第6条第1項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第6条第3項第1号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第2号に規定する組積造の壁に係る

耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第6条第3項第1号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所等の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成25年10月29日国土交通省告示第1055号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年11月25日）から施行する。

附 則（平成28年3月25日国土交通省告示第529号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月21日国土交通省告示第1381号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成31年1月1日）から施行する。

（別添）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

第一 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第1条第3号に規定するものをいう。以下同じ。）及び建物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第2号に規定する建物をいう。以下同じ。）に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価するものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあっては、第1号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該木造の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の木造以外の構造部分（第2号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあっては、第2号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該鉄

骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等の敷地が第4号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、建物に附属する組積造の塀にあっては、第3号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

- 一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第1により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_w = \frac{P_d}{Q_r}$$

この式において、 I_w 、 P_d 、及び Q_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_w 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標

P_d 各階の張り間方向又はけた行方向の耐力（以下「保有耐力」という。）を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組（以下「壁等」という。）の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

Q_r 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

- ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の P_d は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第82条の4に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$P_d = (P_w + P_e) E$$

この式において、 P_d 、 P_w 、 P_e 及び E は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P_d イに定める P_d の数値（単位キロニュートン）

P_w 各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位キロニュートン）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第46条第4項表1の軸組の種類欄に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に1.96を乗じた数値（別表第2の軸組の種類欄に掲げる軸組にあっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該軸組の長さ（単位メートル）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が1の建築物にあっては別表第3-1、地階を除く階数が2の建築物の1階並びに地階を除く階数が3の建築物の1階及び2階にあっては別表第3-2の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P_e 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める Q_r の数値に0.25を乗じた数値とする（単位キロニュートン）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第4の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

- ハ イに定める建築物の各階の Q_r は、次の式によって得られる数値（1階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で2階又は3階が木造である建築物の木造部分の階の Q_r にあっては、同式によって得られる数値を1.2倍した数値）とする。ただし、令第88条第1項及び第2項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$Q_r = (C_r + W_s) A_f Z C_d C_g$$

この式において、 Q_r 、 A_f 、 C_r 、 W_s 、 Z 、 C_d 及び C_g は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_r イに定める Q_r の数値（単位キロニュートン）

C_r 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第5の建築物の種類及び階数に応じて、同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値（単位1平方メートルにつきキロニュートン）

W_s 令第86条第2項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあっては、同条第3項に規定する垂直積雪量（単位メートル）に0.26を乗じた数値、それ以外の建築物にあっては零（単位1平方メートルにつきキロニュートン）

A_f 当該階の床面積（単位平方メートル）

Z 令第88条第1項に規定する Z の数値

C_d 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが4メートル未満の建築物であって、地階を除く階数が2の建築物の1階又は地階を除く階数が3の建築物の1階若しくは2階の場合には1.13、その他の場合には1

Cg 令第88条第2項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあつては1.5、それ以外の建築物にあつては1

二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハまでに、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第6により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_s = \frac{E_o}{FesZRt}$$

この式において、 I_s 、 E_o 、 Fes 、 Z 及び Rt は、それぞれ次の数値を表すものとする。ただし、 Fes については、地震時における建築物の形状が当該建築物の振動の性状に与える影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることことができる。

I_s 各階の構造耐震指標

E_o 各階の耐震性能を表すものとして、各階の保有水平耐力及び各階の靱性を考慮してロに定めるところにより算出した数値

Fes 令第82条の4第2号に規定する Fes の数値

Z 令第82条の4第2号に規定する Z の数値

Rt 令第88条第1項に規定する Rt の数値

ロ イに定める建築物の各階の E_o は、次の(1)の式によって得られる数値又は次の(2)の式によって得られる数値（当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱、壁若しくははり又はこれらの接合部が、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれがなく、かつ、当該建築物の特定の部分に生ずる塑性変形が過度に増大しないことが確かめられる場合には、これらの式の右辺に次の(3)の式により得られる割増係数を乗じることができるものとする。）のいずれか大きなものとする。ただし、各階の E_o は、塑性変形の度が著しく低い柱が存在する場合又は地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱のみの耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては次の(1)の式によって計算するものとするほか、建築物の保有水平耐力及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることことができるものとする。

$$(1) E_o = \frac{Q_u F}{W A_i}$$

$$(2) E_o = \frac{\sqrt{(Q_1 F_1)^2 + (Q_2 F_2)^2 + (Q_3 F_3)^2}}{W A_i}$$

$$(3) a = \frac{2(2n+1)}{3(n+1)}$$

(1)から(3)までの式において、 E_o 、 Q_u 、 F 、 W 、 A_i 、 Q_1 、 Q_2 、 Q_3 、 F_1 、 F_2 、 F_3 、 a 及び n はそれぞれ次の数値を表すものとする。

E_o イに定める数値

Q_u 各階の保有水平耐力

F 各階の靱性を表す数値で、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあつては、当該階に作用する地震力の多くを負担する架構の種類に応じた別表第7に掲げる F_i と、その他の階にあつては、当該階に作用する地震力の多くを負担する柱又は壁の種類に応じた別表第8に掲げる F_i とする。ただし、当該階の地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱の耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあつては、当該柱を含む架構の種類に、その他の階にあつては、当該柱の種類に応じた数値としなければならない。

W 令第88条第1項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和（多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）

A_i 令第88条第1項に規定する当該階に係る A_i の数値

Q_1 ハに定める第1グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第1グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

Q_2 ハに定める第2グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第2グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

Q_3 ハに定める第3グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「第3グループの架構等」という。）の水平力に対する耐力の合計

F_1 第1グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等の F_i の最小値

F_2 第2グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等 F_i の最小値

F_3 第3グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等の F_i の最小値

a 建築物の地階を除く階数

n 建築物の地階を除く階数

- ハ 別表第7及び別表第8に掲げるFiの大きさに応じ、架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「架構等」という。）を3組に区分する場合において、Fiの最も小さな架構等を含む組を第1グループ、Fiの最も大きな架構等を含む組を第3グループ、その他の組を第2グループとする。
- ニ 建築物の各階の保有水平耐力に係る指標は、次の式により計算すること。

$$q = \frac{Q_u}{F_{es} W Z R_t A_i S_t}$$

この式において、q、 Q_u 、 F_{es} 、W、Z、 R_t 、 A_i 及び S_t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- q 各階の保有水平耐力に係る指標
- Q_u ロに定める Q_u の数値
- F_{es} イに定める F_{es} の数値
- W ロに定めるWの数値
- Z イに定めるZの数値
- R_t イに定める R_t の数値
- A_i ロに定める A_i の数値
- S_t 建築物の構造方法に応じて定まる数値で、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては0.25、その他の構造方法にあっては0.3とする。

- 三 建物に附属する組積造の塀については、その前面道路に面する部分が次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめ、別表第九により地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により塀の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

ロ 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁の一体性が確保されていること。
- (2) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁と控壁等の一体性が確保されていること。
- (3) 壁及び控壁等の重量による復元モーメントと縦筋等による降伏モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の基礎より上の部分において当該塀の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

- 四 建築物の敷地については、次に掲げる基準に適合すること。

イ 高さが2メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地にあっては、当該擁壁が次の基準に適合すること。ただし、当該擁壁の崩壊が、周囲の建築物に被害を与えるおそれがなく、かつ、当該擁壁が崩壊する場合においても当該敷地内の建築物の基礎が地震時に生じる力を地盤に安全に伝えることができることを確かめられる場合は、この限りでない。

- (1) 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。
- (2) 石造の擁壁にあっては、裏込めにコンクリートを用いること等により、石と石とを十分に結合したものであること。
- (3) 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等を詰めること等の措置が講じられていること。
- (4) 擁壁が垂直方向に増設されている場合にあっては、当該擁壁全体が地震時に生じる土圧等により崩壊しないことが構造計算等により確かめられたものであること。

ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地にあっては、次のいずれかの基準に適合すること。

- (1) イ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する擁壁の設置その他安全上適当な措置が講じられていること。
- (2) 当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障のない距離が確保されていること等により、被害を受けるおそれのないことが確かめられること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地にあっては、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じることがないように適当な地盤の改良等が行われていること。

第二 建築物の耐震改修の指針第2 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第1に定める地震に対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分、建物に附属する組積造の塀及び当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する方法によって行うものとする。

一 建築物を使用しつつ耐震改修を行う場合にあっては、構造耐力上主要な部分を釣合いよく配置し、地震の震動及び衝撃に対して一様に当該建築物の構造耐力が確保されるものとする。

二 耐震改修による地盤の沈下又は変形に対して、建築物の基礎を構造耐力上安全なものとする。

三 木造の建築物等にあっては、前2号に適合するほか、次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、軸組を構成する柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材に合板をくぎで打ち付けること等によって軸組を補強すること。

ロ 筋かいは、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結し、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結すること。

ハ 地盤の沈下又は変形に対して、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎が構造耐力上安全なものとなるように、当該柱の下部若しくは土台を基礎に緊結し、足固めを使用し、又は基礎を鉄筋コンクリートで補強すること。

- ニ 外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分又は柱、筋かい及び土台のうち、地面から1メートル以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、白蟻その他の虫による害を防ぐための措置を講ずること。
- 四 鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の部分については、第1号及び第2号に適合するほか、次の方法によること。
- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、筋かいを補強し、又は増設すること。この場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないものとする。
- ロ 柱若しくははり又はこれらの接合部が、局部座屈、破断等を生ずるおそれのある場合においては、これらの部分を添板等によって補強すること。
- ハ 柱の脚部の基礎との接合部において、アンカーボルトの破断、基礎の破壊等を生ずるおそれのある場合においては、当該柱の脚部を鉄筋コンクリート造の基礎に埋め込むこと等によって当該接合部を補強すること。
- ニ 腐食のおそれのある部分に使用する鋼材には、有効な錆止めを講ずること。
- 五 鉄筋コンクリート造等（組積造、補強コンクリートブロック造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造をいう。以下この号において同じ。）の建築物又は鉄筋コンクリート造等とその他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の鉄筋コンクリート造等の部分にあつては、第1号及び第2号に適合するほか、次の方法によること。
- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、壁を厚くすること等により補強し、又は壁若しくは鉄骨造の筋かいを増設すること。
- ロ 柱がせん断破壊等によって急激な耐力の低下を生ずるおそれのある場合には、当該柱に鋼板を巻き付けることその他の靱性をもたせるための措置を講ずること。
- 六 建物に附属する組積造の塀にあつては、第一号及び第二号に適合するほか、塀に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、一体性の確保及び転倒防止のための補強又は高さの低減等を行うことその他安全上必要な措置を講ずること。
- 七 建築物の敷地にあつては、次の方法によること。
- イ 高さが2メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地であつて、当該擁壁の崩壊により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、当該擁壁について、地盤アンカー体、格子状に組み合わせた鉄筋コンクリート造の枠等を用いて補強すること。
- ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地であつて、がけ崩れ等により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、新たに擁壁を設置すること、イに定める方法により擁壁を補強すること、がけの下の建築物にあつては土砂の流入を防止するための防護塀を設けることその他安全上必要な措置を講ずること。
- ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地であつて、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じるおそれのある場合においては、締固め等により地盤の改良を行うこと、当該建築物の基礎の構造を鉄筋コンクリート造のべた基礎とすることその他安全上必要な措置を講ずること。
- 八 前各号に定めるもののほか、建築物が地震に対して安全な構造となるように有効な措置を講ずること。

別表第1

構造耐震指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	Iw が 0.7 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2)	Iw が 0.7 以上 1.0 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3)	Iw が 1.0 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

この表において、Iw は、構造耐震指標を表す数値とする。

別表第2

	軸組の種類	倍率
(1)	塗り厚が9センチメートル以上の土塗壁（中塗り土の塗り方が両面塗りのものに限る。）	3.9
(2)	厚さ1.5センチメートル以上で幅9センチメートル以上の木材又は径9ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が平成12年建設省告示第1460号（以下「告示第1460号」という。）第1号の規定に適合しないものに限る。）	1.6
(3)	厚さ3センチメートル以上で幅9センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第1460号第1号の規定に適合しないものに限る。）	1.9
(4)	厚さ4.5センチメートル以上で幅9センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第1460号第1号の規定に適合しないものに限る。）	2.6
(5)	9センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第1460号第1号の規定に適合しないものに限る。）	2.9

(6)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付け、これにラスシート、ワイヤラス又はメタルラスを止め付けたモルタル塗りの壁を設けた軸組	1.6
(7)	柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	1.7
(8)	厚さ1.5センチメートル以上で幅4.5センチメートル以上の木材を50センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	1.7
(9)	柱及び間柱の片面にせっこうボード（J I S A6901（せっこうボード製品）—1994に適合するせっこうボードで厚さが12ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）をくぎ又はねじ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	1.2
(10)	厚さ1.5センチメートル以上で幅4.5センチメートルの木材を31センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	1.2
(11)	厚さ3センチメートル以上で幅4センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が30センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するGNF40、GNC40その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	1.3
(12)	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和51年農林水産省告示第894号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。）で厚さが7.5ミリメートル以上のものに限る。）を柱及び間柱にくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するN50又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	2.5
(13)	化粧合板で厚さが5.5ミリメートル以上のものを柱及び間柱にくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するN38又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	1.4
(14)	厚さ3センチメートル以上で幅4センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するN75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が30センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが5.5ミリメートル以上のものをくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992に適合するN38又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた	1.0

	壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が20センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組	
(15)	令第46条第4項の表1の(1)から(8)まで又は(1)から(14)までに掲げる壁又は筋かいを併用した軸組	併用する軸組の令第46条第4項の表1の(1)から(8)までの倍率の欄に掲げる数値に1.96を乗じた数値又は(1)から(14)までの倍率の欄に掲げる数値の和（当該数値の和が9.8を超える場合は9.8）

別表第3-1

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
2.5未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.7
		その他の接合方法としたもの	0.7
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの	0.85
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.85
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.7
		その他の接合方法としたもの	0.7
	その他の基礎	—	0.7
	2.5以上 4.0未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの
告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの			0.8
告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）			0.6
その他の接合方法としたもの			0.35
著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）		告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの	0.7
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.6

		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.5
	その他の基礎	—	0.35
4.0 以上 6.0 未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの	1.0
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.65
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.45
		その他の接合方法としたもの	0.25
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの	0.6
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.45
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.35
		その他の接合方法としたもの	0.25
その他の基礎	—	0.25	
6.0 以上	鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎	告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの	1.0
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.5
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.35
		その他の接合方法としたもの	0.2
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの	0.6
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.35
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.3

		その他の接合方法としたもの	0.2
	その他の基礎	—	0.2

この表において、最上階の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。

別表第3-2

壁強さ倍率	基礎の仕様	壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法	低減係数
2.5未満	—	—	1.0
2.5以上 4.0未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎 又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	1.0
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.8
		その他の接合方法としたもの	0.8
	著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）	告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの	0.9
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.9
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.8
		その他の接合方法としたもの	0.8
	その他の基礎	—	0.8
	4.0以上 6.0未満	鉄筋コンクリート造のべた基礎 又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの
告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの			0.9
告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）			0.7
その他の接合方法としたもの			0.7
著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。）		告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの	0.85
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.8
		告示第1460号第2号に適合しない場合であって、告示第1460号表3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）	0.7
		その他の接合方法としたもの	0.7
その他の基礎		—	0.7
6.0以上		鉄筋コンクリート造のべた基礎 又は布基礎	告示第1460号第2号に適合する接合方法としたもの

		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合 であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から (ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.8
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合 であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲 げる接合方法としたもの（当該軸組を 含む面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。）	0.6
		その他の接合方法としたもの	0.6
	著しいひび割れのある鉄筋コン クリート造のべた基礎若しくは 布基礎、無筋コンクリート造の 布基礎又は玉石基礎（柱脚に 足固めを設けたものに限る。）	告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方 法としたもの	0.8
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合 であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から (ぬ)までに掲げる接合方法としたもの	0.7
		告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合 であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲 げる接合方法としたもの（当該軸組を 含む面内にある軸組のうち、端部の柱 が通し柱の場合に限る。）	0.6
		その他の接合方法としたもの	0.6
その他の基礎	—	0.6	
この表において、地階を除く階数が 3 の建築物の 2 階部分の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンク リート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。			

別表第 4

側端部分の壁量充足 率	上欄の側端部分の反対側の側端 部分の壁量充足率	直上階の床の仕様	低減係数	
0.33 未満	0.33 未満	—	1.0	
		横架材に合板を釘打ちしたもの又は これと同等以上の性能を有するもの	0.7	
		火打ち材を設けたもの又はこれと同 等以上の性能を有するもの	0.5	
	0.66 以上 1.0 未満	0.33 以上 0.66 未満	その他の仕様	0.3
			横架材に合板を釘打ちしたもの又は これと同等以上の性能を有するもの	0.6
			火打ち材を設けたもの又はこれと同 等以上の性能を有するもの	0.45
	1.0 以上	0.66 以上 1.0 未満	その他の仕様	0.3
			横架材に合板を釘打ちしたもの又は これと同等以上の性能を有するもの	0.6
			火打ち材を設けたもの又はこれと同 等以上の性能を有するもの	0.45
0.33 以上 0.66 未満	1.0 以上	その他の仕様	0.3	
		0.33 以上 0.66 未満	—	
		横架材に合板を釘打ちしたもの又は これと同等以上の性能を有するもの	0.8	
		火打ち材を設けたもの又はこれと同 等以上の性能を有するもの	0.8	
0.66 以上	0.66 以上	その他の仕様	0.75	
		—	0.75	
		—	1.0	

この表における壁量充足率の算定方法については、平成 12 年建設省告示第 1352 号第 1
号及び第 2 号の規定を準用する。この場合においては、同告示第 1 号中「令第 46 条第 4 項の規定の表 1 の数
値」とあるのは「令第 46 条第 4 項の規定の表 1 の数値に 1.96 を乗じたもの又は別表第 2 の数値」と、「同項の
表 2 の数値」とあるのは「別表第 5 の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。

別表第 5

建築物の種類	単位床面積当たりの必要保有耐力（1 平方メートルにつきキロニュートン）
--------	-------------------------------------

		階数が1の建築物	階数が2の建築物の1階	階数が2の建築物の2階	階数が3の建築物の1階	階数が3の建築物の2階	階数が3の建築物の3階
(1)	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	0.64	1.41	0.78	2.07	1.59	0.91
(2)	(1)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	0.28	0.83	0.37	1.34	0.98	0.43
(3)	(1)及び(2)に掲げる建築物以外の建築物	0.4	1.06	0.53	1.66	1.25	0.62

この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。

別表第6

構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	I_s が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2)	(1)及び(3)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3)	I_s が 0.6 以上の場合で、かつ、 q が 1.0 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

この表において、 I_s 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 I_s 各階の構造耐震指標
 q 各階の保有水平耐力に係る指標

別表第7

架構の種類		鉄骨造の架構の F_i の数値
(1)	柱及びはりの座屈が著しく生じ難く、かつ、これらの接合部、筋かいの接合部及び柱の脚部の基礎との接合部（以下この表において「接合部」という。）の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの	4.0
(2)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの	3.0
(3)	柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの	2.5
(4)	接合部の破断が生じ難いが、柱及びはりの座屈が生じ易いこと等のため、耐力が低下するもの	2.0
(5)	柱及びはりの座屈が生じ易く、かつ、接合部に塑性変形が著しく生じ易いこと等のため、耐力が急激に低下するもの	1.5
(6)	接合部又は筋かいの破断が生じ易いもの又は(1)から(5)までに掲げるもの以外のもの	1.0

この表において、 F_i は、架構の靱性を表す数値とする。

別表第8

柱又は壁の種類		鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁の F_i の数値	鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁以外の柱又は壁の F_i の数値
(1)	せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い柱	3.5	3.2
(2)	せん断破壊が著しく生じ難いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱	3.5	3.0
(3)	せん断破壊が生じ難いため、塑性変形の度が高い柱	2.4	2.2
(4)	せん断破壊が生じ易いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱	2.0	1.5

(5)	塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱	1.3	1.3
(6)	せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱	1.3	1.0
(7)	せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱	1.0	0.8
(8)	基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる壁	3.5	3.0
(9)	せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い壁	2.5	2.0
(10)	せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い壁	1.3	1.0
この表において、 F_i は、柱又は壁の靱性を表す数値とする。			

別表第9

別添第一第三号に掲げる基準への適合性		塀の地震に対する安全性
(1)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2)	別添第一第三号に掲げる基準のいずれのものも適合する場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

5 愛知県地震防災推進条例（平成16年3月26日公布 愛知県条例第2号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地震災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、地震防災に関し、県、県民、事業者等の責務及び市町村の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、県、市町村、県民、事業者等が一体となって地震防災に取り組む防災協働社会の形成を推進し、もってすべての県民が安心して暮らすことができる地震災害に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地震災害 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- 二 地震防災 地震災害を未然に防止し、地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び地震災害の復旧を図ることをいう。
- 三 東海地震に係る警戒宣言 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条第一項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

（県の責務）

第三条 県は、地震防災に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、地震防災に関する施策の推進に取り組むものとする。

（市町村の役割）

第四条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、ボランティアその他地震防災に係る関係機関と連携して、当該市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するための施策の推進に努めるものとする。

（県民の責務）

第五条 県民は、地震が発生したとき及び地震津波が襲来したとき並びに東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき（以下「地震発生時等」という。）に備え、地震防災に関する知識の習得に努めるとともに、自己の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めなければならない。

- 一 建築物その他の工作物の耐震性の確保
 - 二 家具の転倒防止
 - 三 出火の防止
 - 四 初期消火に必要な用具の準備
 - 五 食料、飲料水及び医薬品の確保
 - 六 避難場所及び避難所（以下「避難地」という。）の位置、避難の経路及び方法並びに家族間の連絡方法の確認
 - 七 その他地震発生時等に備え、自己の安全を確保するため必要となる事項
- 2** 県民は、地域の地震防災の活動を円滑に行うため、自主防災組織が行う防災訓練その他の活動に積極的に参加するとともに、地震発生時等においては、地域の地震防災の活動に参加する等相互に協力し、助け合うよう努めなければならない。
- 3** 県民は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、地震発生時等に備え、その事業活動に関して地震災害の発生を防止するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 地震防災の活動の責任者を定め、その他地震防災の活動に関する組織を整備すること。
 - 二 地震発生時等の地震防災の活動において従業員がとるべき行動を明確にし、及び従業員を防災訓練、地震防災に関する研修等に積極的に参加させること。
 - 三 事業の用に供する建築物その他の工作物の耐震性を確保すること。
 - 四 初期消火及び負傷者等の救出救護のための資材及び機材を整備し、並びに食料及び飲料水を備蓄すること。
- 2** 事業者は、その事業所が存する地域の自主防災組織が行う活動に協力する等地域の地震防災の活動に協力するよう努めなければならない。
- 3** 事業者は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

（自主防災組織の責務）

第七条 自主防災組織は、地震発生時等に備え、多くの住民の積極的な参加による組織の充実に努めるとともに、地域の住民の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 地震防災に関する知識を地域の住民に普及させること。
- 二 地震災害に関する地域の危険度、災害危険箇所、避難地の位置等の地域の状況を把握し、地域の住民に周知させること。
- 三 防災訓練を実施すること。
- 四 初期消火、負傷者等の救出救護その他の地震防災用の資材及び機材を整備し、及び点検すること。

- 2 自主防災組織は、地震発生時等においては、情報の収集及び伝達、住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給食及び給水、災害危険箇所の巡視その他の地域における地震防災の活動を行うよう努めなければならない。
- 3 自主防災組織は、県及び市町村が実施する地震防災に関する施策の円滑な推進に協力するよう努めなければならない。

第四章 地震に強いまちづくり

(地震に強いまちづくりの推進)

第十五条 県は、市町村その他関係行政機関と連携して、道路、公園、河川、港湾等の都市基盤施設の整備、市街地の面的な整備、公共施設の耐震化及び不燃化、地震防災に配慮した土地利用への誘導等を通じて、地震に強いまちづくりを推進するものとする。

(建築物の耐震性の確保)

第十六条 建築物の所有者は、当該建築物が地震により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、又は避難若しくは緊急物資等の輸送を阻害することがないようにするため、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その診断結果に応じ、当該建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

6 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

7 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

耐震改修まかせなさい!



問い合わせ先

愛知県建築局公共建築部住宅計画課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
URL:<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/>

TEL:052-954-6549(ダイヤルイン)
E-Mail:jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp